

# 男鹿市総合計画

活力ある地場産業の構築と思いやりの心で創りあげる  
「教育・観光・環境が豊かな文化都市」

平成28年3月

目次

基本構想 序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の構成と期間

第3章 本市の特性と課題

基本構想 本論

第1章 都市像

第2章 まちづくりの基本目標

第3章 施策の大綱

第1節 産業の振興

第2節 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

第3節 生活環境の整備

第4節 高齢者等の保健及び福祉の増進

第5節 医療の確保

第6節 教育の振興

第7節 地域文化の振興

第8節 集落の整備

第9節 人口減少対策

第4章 重点施策

第5章 男鹿市10年後のビジョン

## 前期基本計画（平成28年度～平成32年度）

### 第1章 産業の振興

- 1 農林水産業の振興
- 2 観光の振興
- 3 商工業の振興
- 4 人材の活用と就労機会の充実
- 5 船川港の活用

### 第2章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- 1 道路・交通網の整備
- 2 交通確保対策
- 3 電気通信施設の整備
- 4 情報化の推進
- 5 地域間交流の促進

### 第3章 生活環境の整備

- 1 上水道、下水処理施設等の整備
- 2 消防・救急施設の整備
- 3 公園・緑地の整備
- 4 公営住宅の整備
- 5 交通安全施設の整備
- 6 自然環境の保全
- 7 自然災害への対処・備えの充実
- 8 防犯体制の充実
- 9 バリアフリーの推進

### 第4章 高齢者等の保健及び福祉の増進

- 1 高齢者福祉の増進
- 2 社会福祉の増進等

### 第5章 医療の確保

- 1 地域医療対策
- 2 保健対策

## 第6章 教育の振興

- 1 学校教育の質の向上
- 2 学校教育環境の整備
- 3 生涯学習の推進
- 4 生涯スポーツ活動の推進

## 第7章 地域文化の振興

## 第8章 集落の整備

## 第9章 人口減少対策

- 1 少子化対策
- 2 移住・定住対策
- 3 市街地活性化による賑わいの再生
- 4 男女共同参画社会の推進
- 5 行財政の効果的・効率的な運営

## 用語解説

# 基本構想 序 論

## 第 1 章 計画策定の趣旨

本市においては、今後 10 年の間に高齢者人口が減り始める本格的な人口減少の局面に差し掛かることが、男鹿市人口ビジョン（平成 27 年策定）の分析によって明らかにされています。

このような状況を可能な限り改善し、あらゆる施策を駆使して人口減少に歯止めをかけていくとともに、市民が健康で豊かに生活できることが肝要です。

本計画は、本市の方向性を示すとともに、行政運営の指針として策定するものです。

## 第 2 章 計画の構成と期間

### 計画の構成及び期間

計画の構成は、基本構想・基本計画・実施計画 からなります。

本計画	基本構想	基本構想は、男鹿市の将来都市像及びまちづくりの目標を掲げ、その目標達成のための施策の基本的な方向を定めるもので、基本計画、実施計画、その他の行政各分野の計画や施策の目標・指針となります。 計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。
	基本計画	基本計画は、基本構想の実現に向けた考え方や基本構想に沿って、より具体的な施策の内容を明らかにするものです。 前期基本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。
別途策定	実施計画	実施計画は、基本計画に定められた基本的な施策を実施する事業計画であり、毎年度の予算編成や事業執行の指針となるものです。 計画の期間は、3 年間とし、毎年度改訂を加えるローリング方式※とします。

(※ローリング方式：施策の進行状況や成果に合わせて、一定期間ごとに計画を見直す方式)

### 第3章 本市の特性と課題

地域特性を踏まえたまちづくりを推進していくにあたり、本市の特徴と課題は、次のとおり考えられます。

#### 1 自然環境

本市の自然環境は、西海岸や寒風山に代表されるダイナミックで美しい景観によって国定公園に指定されているとともに、特徴的な地層、地形などによって日本ジオパークに認定されています。これらは、市民にとっての重要な財産であり、観光資源でもあります。これからも大切に守り続けていく必要があります。

##### 【特性】

- 美しい自然景観と全国的にも貴重な地層や地形
- きれいな水と空気に恵まれた自然環境
- 三方が海に開けているため比較的温暖な気候

##### 【課題】

- 新エネルギーの導入促進と自然景観の保全
- 自然環境保全に対する意識の醸成と保全活動の推進
- 農村・漁村景観及び森林の保全と農林水産業従事者の確保

#### 2 伝統と文化

本市には、国指定の重要無形民俗文化財「男鹿のナマハゲ」、「東湖八坂神社祭のトウニン(続人)行事」、史跡「脇本城跡」など数多くの史跡、文化財が存在します。

このような伝統と文化は市民の誇りであり、永く継承していくことによって地域コミュニティの強化につながります。

##### 【特性】

- ナマハゲに代表される民俗行事
- 数多くの史跡や文化財
- 地域コミュニティを強く結びつけている祭り

##### 【課題】

- 伝統文化継承者の育成
- 文化財の保護
- 全国への情報発信

### 3 基幹産業

本市の基幹産業は、自然環境、美しい景観、温泉などを資源とする観光、稲作を中心としながら和梨、メロン、花き、大豆などを生産する農業、県内最大の漁場を有する水産業です。

しかしながら、近年の社会情勢の変化、従事者の高齢化、後継者不足など、多くの課題に直面しており、生産基盤の整備、経営改善、観光の再構築による地場産業の活性化が必要です。

#### 【特性】

- 恵まれた資源を有する観光
- 稲作のほか和梨、メロン、花き、大豆などを生産する農業
- 県内最大の漁場を有する水産業

#### 【課題】

- 地場製品の生産拡大、高付加価値化、6次産業化などによる競争力の向上と販路の拡大
- 農林水産業を担う人材の確保と育成
- 環境、景観、温泉、食材などを活用した観光の再構築

### 4 人口減少

本市の人口は 1955 年をピークに減少を続けており、現在はピーク時の半数ほどとなっています。出生数と死亡数の差し引きによる自然動態では、1987 年以降「自然減」の状態が続いており、20 歳代、30 歳代の未婚率の高さが合計特殊出生率の低さにつながっているものと思われます。

また、転入者数と転出者数の差し引きによる社会動態では、一貫して「社会減」の状態が続いており、移住の促進と定住対策が急務となっております。

#### 【特性】

- 県内で最も低い合計特殊出生率
- 高い未婚率
- 進学や就職に起因する転出超過

#### 【課題】

- 結婚支援
- 子供を生き育てやすい環境の整備
- 移住・定住の促進

### 5 生活基盤

本市は、市域の大部分が日本海に突き出た半島であり、半島地域特有の複雑な地形ゆえに、道路は改良・改善等が求められてきました。近年は、幹線道路の改良や新設が進みつつあり、市内各地域間の移動時間は、短縮されつつありますが、国道は依然として改良が必要な区間があります。

また、水に囲まれ、恵まれた自然環境を保全するためにも、下水道など生活排水処理の普及に努める必要があります。

**【特性】**

- 半島特有の地理的条件
- 複雑な地形に合わせて点在する居住地区
- 上下水道、都市ガス、光通信網など整備が進んでいるインフラ

**【課題】**

- 道路交通網の整備による日常生活の利便性向上
- 公共交通機関の維持・確保
- 下水道や光通信網の加入促進

# 基本構想 本 論

## 第1章 都市像

### 第1節 まちづくりの基本理念

本市のまちづくりは、男鹿市民憲章を尊重して住民と行政が互いに力を合わせ、豊かで住みよい地域共同社会の実現を基本理念として推進します。

### 第2節 都市像

活力ある地場産業の構築と思いやりの心で創りあげる「教育・観光・環境が豊かな文化都市」を目指す都市像とします。

## 第2章 まちづくりの基本目標

### 1 産業の振興

本市の魅力を生分に発揮できる観光の振興や、産業として魅力と誇りを感じることでできる農林水産業の振興を図るとともに、資源を活かした地場産業の活性化や起業の支援など、産業の振興を目指します。

### 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

本市の道路・交通体系の整備、地域情報通信基盤などの都市基盤整備を計画的に進め、利便性の確保を図るとともに、自然環境の保全に配慮しながら、快適な暮らしと新たな地域間交流の促進のための生活基盤の整備を推進していくことで、人と自然が共存する環境づくりを目指します。

### 3 生活環境の整備

本市では、子供から高齢者まですべての市民が生涯にわたり安全に暮らし、積極的に社会参加ができるように、関係機関との連携を図り、地域ぐるみの防犯活動を展開します。また、交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、情報提供や安全教育を行うなど、市民生活の安全対策を推進し、こころ和む郷づくりを目指します。

## 4 保健及び福祉の増進

本市における健康づくりの推進、医療体制の構築、福祉サービスの質的充実を図り、かつ、保健・福祉・医療の包括的で連携のとれたサービス提供に努め、ともに暮らし、ともに助け合う環境を整備し、生きがいと安らぎに満ちたまちづくりを目指します。

## 5 医療の確保

本市の拠点医療施設である男鹿みなと市民病院の機能充実を図るとともに、診療所および周辺医療機関との緊密な連携により、常に新しく良質な医療サービス提供を目指します。

## 6 教育の振興

子供たちの学ぶ意欲を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育を目指します。また、生涯にわたって市民一人ひとりが学び続けたりスポーツに親しんだりできる環境を整備し、「健幸都市」づくりを目指します。

## 7 地域文化の振興

本市に伝わる民俗行事や文化財、郷土芸能などを保護・保存し、後世に継承し、地域の心のよりどころとする、文化・伝統のまちを目指します。

## 8 集落の整備

本市では、まちづくりの運営にあたり、住民への適切で迅速な情報提供を図ることや、地域の住民が主体的に行う地域活動を支援し、地域コミュニティの維持・活性化に取り組み、効率的・計画的な行財政運営を行いながら、住民と行政が知恵を出し合い、ともに育む地域づくりを目指します。

## 9 人口減少対策

人口減少問題は、本市の最大の課題であり、未婚率の改善や移住・定住の推進を図るため、結婚支援を実施するほか妊娠・出産・子育て支援などの施策を重点的に展開し、人口減少の抑制を目指します。

## 第3章 施策の大綱

### 第1節 産業の振興

#### 【産業振興の方針】

ナマハゲやハタハタなど地域資源の発掘や磨き上げにより地域のブランド力を高め、本市の魅力を存分に発揮できる観光の振興や、産業として魅力と誇りを感じることのできる農林水産業の振興を図るとともに、資源を活かした地場産業の活性化や起業の支援などを図ることで、産業の振興を推進します。

#### 1 農林水産業の振興

##### 農業

担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を推進するとともに、生産基盤の整備、複合型生産構造への転換に対応した農業の振興を推進します。併せて、農村の多面的機能が将来にわたって維持・発揮されるよう農村の振興を図ります。

##### 林業

林業の振興を図るため、林業担い手の育成と計画的な間伐、間伐材の有効活用を促進します。また、森林のもつ多様な公益的機能の発揮と合わせた、レクリエーションの場としての活用や海洋資源を保持するための森づくりを図るとともに、森林の保護保全に努め、松くい虫及びナラ枯れの防除対策や被害森林の整備を推進します。

##### 水産業

水産資源の維持・増大を図るため、中高級魚等の種苗放流、増養殖に努めるなど、県水産振興センターと連携しながら栽培漁業や資源管理型漁業を強力に推進するとともに、漁場や漁港の整備を図ります。

また、水産資源の有効利用と安定的な供給先の確保のため、加工品の開発を促進するとともに、消費者へのPRや販路拡大を図る取組に支援します。

#### 2 男鹿版DMOの創設と観光の振興

滞在型観光につながる持続的な取組を活性化させていくために、旅行者等と地域をつなぐプラットフォームである男鹿版DMOの創設を推進します。

地域の魅力を多方面に発信するため、各種媒体を効果的に活用し、ターゲットを明確にした誘客プロモーション活動を展開します。また、訪日旅行需要が高い東アジアを中心に、世界各国から訪れていただけるよう、秋田県と連携したインバウンド誘客を推進します。

バリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れた観光拠点等の整備や観光施設の適切な維持管理、二次アクセスの利便性向上、ICTを活用した情報提供の推進、多言語化など、利用者目線に立ったホスピタリティの向上を図ります。

### 3 商工業の振興

男鹿駅周辺の整備により、新たな人の流れに繋げることで、中心市街地における賑わいやふれあいを創出し、既存商店街の振興を図ります。

また、空き店舗の利活用を促進し、賑わいあふれる商店街づくりを推進します。

### 4 人材の活用と就労機会の充実

商工団体、金融機関等との連携及びあきた創業サポートファンドの活用などにより、コミュニティビジネス、空き店舗を活用したITビジネス及び飲食店等を行う起業家を支援し、地域産業の振興を図ります。

本市においては「社会保険・社会福祉・介護事業」の雇用力が比較的高いことから、就業資格取得制度による人材育成を図り、ハローワーク男鹿、男鹿雇用開発協会、地元高等学校と連携し若年者の地元就職を促進します。

また、医師等修学資金を貸与することにより、男鹿みなと市民病院における医療人材の確保と本市への定住人口の増加を図ります。

### 5 沖合における洋上風力発電を視野に入れた船川港の活用

船川港は、沖合における洋上風力発電の基地としての活用を関係機関に働きかけていくとともに、未利用地の利活用に向けたポートセールスに取り組み、取扱貨物量の拡大を図ります。

また、港湾周辺のOGAマリナーパーク、男鹿マリーナなど、みなとオアシスの指定を受けた施設等の利活用を促進します。

## 第2節 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

### 【交通通信体系の整備の方針】

本市の道路・交通体系の整備、地域情報通信基盤、上下水道などの都市基盤整備を計画的に進め、利便性の確保を図ると同時に、自然環境の保全に配慮しながら、快適な暮らしと新たな交流の促進のための生活基盤の整備を推進します。

#### 1 道路交通網の整備

本市の点在する居住地区及び産業活動地域と、数多くの観光地との一体性の確保を図るため、幹線道路の整備を図り、連続的で回遊性のある交通ネットワークの形成と高速交通へのアクセス道路の整備を推進します。

日常生活における生活道路の整備とともに災害時における避難路としての利便性の向上を図るため、改良、維持管理を推進します。また冬期間の安全で円滑な道路交通の確保及び歩行者安全確保のための除雪・防雪対策の充実を図ります。

## 2 交通確保対策と男鹿駅との連携

住民の移動手段と観光客の二次アクセス確保を図るため、地域公共交通の確保とJR東日本との連携による男鹿駅を中心とした利便性の高い交通体系の構築を推進します。

## 3 電気通信施設の整備

自然災害による光ケーブルの破損などに対し、張り替えや移設を行うなど適切な維持管理を図ります。

## 4 情報化の推進

社会資本としての情報通信技術を活用し、観光産業の振興、地域産業の高度化、効率的な行政サービス等、市民サービスの向上を目指し、市民・企業・団体・行政が一体となって地域情報化を推進します。

## 5 地域間交流の促進

地域コミュニティの機能や住民の連帯感強化を図るため、町内会や自主防災組織同士の連携や交流を促進します。

市民のふるさと意識の醸成や地域間の相互理解を深めるため、他の自治体との交流を推進します。

また、国際感覚を身に付け、異文化に対する理解を深め、思いやりの気持ちや感性豊かな心を育みます。

## 第3節 生活環境の整備

### 【生活環境の整備の方針】

本市では、子供から高齢者まですべての人が生涯にわたり快適な環境で安全に暮らし、積極的に社会参加ができるように、防犯、防災、環境保全を図り、市民の生命、財産を守るため、生活環境の整備を推進します。

### 1 上水道、下水処理施設等の整備

上水道は、漏水等の原因となる老朽管の更新と各種施設設備を計画的に整備し、水利の効率的活用を図るとともに、公共下水道の整備等にあわせ、需要の確保に努めます。また、滝ノ頭、一ノ目瀉を中心とした良質な水源の確保、水源周辺の環境保全と整備を図り、水質の保全と水源涵養機能の充実を推進します。

## 2 消防・救急施設の整備

市民の生命と財産を守るため、消防・救急施設や装備品等の更新整備を促進するとともに、地域防災の中核となる消防団員の確保に努め、消防力の充実強化を図ります。

## 3 公園・緑地の整備

公園・緑地については、レクリエーションや交流の場として整備に努めるとともに、地域住民やボランティア等と連携を図り、適切な維持管理に努めます。

## 4 公営住宅の整備

公営住宅は、定住対策の一環として、多様なニーズに対応した整備を推進するとともに、安全で良好な居住環境を創出するため、適切な改善等に努めます。

## 5 交通安全施設の整備

交通安全に対する意識の啓発と交通マナーの徹底を図るとともに、カーブミラー、ガードレール、区画線等の交通安全施設を整備します。

## 6 自然環境の保全

男鹿国定公園の豊かな自然環境を大切にし、この資源を次代に引き継ぐため、景観の保全に配慮しながら地域振興の推進に努めます。

市民の健康と生活環境を良好に保つため、環境保全に対する意識の高揚を図ります。

生活環境を快適にするため、全市一斉清掃の実施、各地域住民による地域ぐるみの清掃活動を通して、環境美化への意識の高揚を図ります。

## 7 自然災害への対処・備えの充実

地震・火災・水害などの災害から住民の生命と財産を守るため、地域防災計画に基づき、避難の勧告、指示を的確に実施して被害の防止に努めるほか、河川環境の整備や急傾斜地崩壊対策などの治山治水事業を計画的に推進します。

## 8 防犯体制の充実

子供やお年寄りを狙った弱者への犯罪や、電話による特殊詐欺など、犯罪の多様化、広域化が顕著になっていることから、犯罪の未然防止のため、警察、防犯協会、防犯指導隊、沿岸防犯協会などの関係機関と連携を強め、市民総参加での防犯体制の強化を図ります。

## 9 バリアフリーの推進

すべての人が安全で快適に生活ができる社会の実現のため、高齢者や障がい者などに配慮したまちづくりを推進します。

### 第4節 高齢者等の保健及び福祉の増進

#### 【高齢者等の保健及び福祉の増進の方針】

地域包括ケアシステムの充実により市民の健康づくりと福祉サービスの向上を図り、かつ、保健・福祉・医療の包括的で連携のとれたサービス提供を推進します。

#### 1 高齢者福祉の増進

地域包括支援センターを核に、介護保険サービスとの調整を図りながら、高齢者の生活と健康への支援、情報の提供、相談体制の強化など、地域包括ケアシステムの充実に努めます。

#### 2 社会福祉の増進等

障がい者が自立した生活を送れるように、男鹿市障がい者計画及び男鹿市障がい福祉計画に基づき、在宅サービスの充実や自立訓練等の支援を推進します。

### 第5節 医療の確保

#### 【医療の確保の方針】

本市における医療体制の充実を図り、かつ、医療・保健・福祉の包括的で連携のとれたサービス提供を推進します。

#### 1 地域医療対策

男鹿みなど市民病院は、地域の拠点病院として市民の生命と健康を守る重要施設であり、医療圏内の病院間の診療情報の交換・連携を推進し、医療機能の整備充実を図りながら、常に新しく良質な医療を受けられる体制づくりに努めます。

#### 2 保健対策

市民が、健康で明るく元気に生活し、実り豊かな生涯を送るために、特定健診、各種がん検診、母子保健活動、感染症の予防対策、健康相談・訪問等の体制を強化するとともに、健康管理に対する意識の向上と自主的な健康づくりに取り組める環境を整備し、市民と協働による健康づくりを推進します。

## 第6節 教育の振興

### 【教育振興の方針】

子供たちの学ぶ意欲を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育を目指すとともに、学校教育環境の維持向上を図ります。

また、生涯にわたって市民一人ひとりが学び続けたりスポーツに親しんだりできる環境を整備し、「健幸都市」づくりを推進します。

#### 1 コミュニティ・スクールの推進等による学校教育の充実

地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール制度の導入により学校の活性化を図るとともに、地域に根差した教育の一層の充実に努めます。

また、ICTの活用による学力向上や小・中学校で連携した英語教育を推進するとともに、小学校においては、水泳や陸上競技等の専門家からの指導により、運動能力の向上を図ります。

#### 2 学校教育環境の整備

児童生徒が安全な教育環境で学び、充実した学習活動が展開できるよう、学校施設・設備の整備に努めます。

#### 3 生涯学習の推進

各公民館、図書館、市民文化会館などで、いつでも、だれでも自由に学習機会を選択して学びあえる環境整備と、個人の学習成果が地域社会に還元されるような生涯学習を推進します。

また、家庭、学校、地域が連携して子育ての支援体制の充実に努めるとともに、青少年の豊かな人間性や社会性、地域の教育力の向上に努めます。

#### 4 生涯スポーツ活動の推進と「健幸都市」づくり

市民が体力や年齢に応じて気軽にスポーツ活動を行えるよう、指導者の育成を図るとともに、スポーツ施設の整備・充実に努めます。また、「健幸都市」づくりを推進していくために、これまで実施してきた各種スポーツに加え、健康の保持増進のためにウォーキング等の普及を図ります。

## 第7節 地域文化の振興

### 【地域文化の振興の方針】

本市に伝わる民俗行事や文化財、郷土芸能などを保護・保存し、後世に継承し、地域の心のよりどころとする、文化・伝統のまちづくりを推進します。

## 1 文化財の保護・継承と芸術・文化の振興

「男鹿のナマハゲ」や史跡「脇本城跡」など数多くの指定文化財は市民共有の財産であり、今後も保護・継承を図るとともに、ジオパークの保全と活用を推進します。

また、教養や趣味のための芸術文化活動を活性化するため、他の地域との芸術文化交流や発表、鑑賞機会の充実を図ります。

## 第8節 集落の整備

### 【集落整備の方針】

本市では、まちづくりの運営にあたり、住民への適切で迅速な情報提供を図ることや、地域の住民が主体的に行う地域活動を支援し、地域コミュニティの維持・活性化に取り組み、効率的・計画的な行財政運営を行いながら、住民と行政が知恵を出し合い、ともに育む地域づくりを推進します。

### 1 集落の再編整備

人口の減少や少子高齢化の進行、社会情勢の変化に伴い、町内会などの住民自治組織は、役員の高齢化や地域活動の担い手不足が進んでいることから、地域コミュニティの中核をなす住民自治組織の強化を図ります。

## 第9節 人口減少対策

### 【人口減少対策の方針】

人口減少問題は、本市の最大の課題であり、我が国全体の傾向として避けられない状況となっていますが、人口減少の要因を改善する出産・子育て支援や結婚支援などの施策を重点的に展開し、人口減少対策を推進します。

### 1 少子化対策

おがっこネウボラによる妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない継続的な支援の充実を図ります。

子育て支援事業の充実により社会全体での子育て支援を図るとともに、子育てにかかる経済的負担を軽減することで、次の1子を産み育てやすい環境を整えます。

また、本市では20代から30代の約6割が未婚であることから、結婚を望む独身男女の出会いの場や情報の提供など、結婚支援を推進します。

## 2 移住・定住対策とCCRC構想の推進

市では、人口が減少する中でも活気のある地域づくりを継続していくため、男鹿版CCRC構想を推進するとともに、移住者を受け入れる環境の整備を図ります。

また、良好な住環境と市民の利便性を考慮したインフラを整備することで、若者の定住促進と転出抑制を図ります。

## 3 市街地活性化による賑わいの再生

男鹿駅周辺の整備により、新たな人の流れに繋げることで、中心市街地における賑わいやふれあいを創出し、既存商店街の振興を図ります。

また、空き店舗の利活用を促進し、賑わいあふれる商店街づくりを推進します。

## 4 男女共同参画社会の推進

男女がお互いを尊重し認め合う、まごころと思いやりに満ちた社会の実現を目指して意識改革を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画、男女の固定的な役割分担の解消など、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

## 5 行財政の効果的・効率的な運営

効率的な行政システムの確立、高度情報化社会に対応したICTの活用、さらには職員の資質の向上など図ります。

## 第4章 重点施策

### 1 地場産業

#### (1) 農林業の振興

##### ① 担い手の確保・育成

農業従事者の減少や高齢化に対応するため、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、地域の実態にあった担い手の確保・育成を図ります。

##### ② 生産基盤の整備と経営強化

農地の利用集積や効率的な営農による生産コストの低減、用水の安定供給、排水条件整備、災害の未然防止による生産性の維持向上を図るため、生産基盤等の整備を計画的に推進します。

消費者や市場のニーズを踏まえながら、食味と品質に優れた米の生産や野菜・果樹・花き・畜産などの収益性の高い戦略作物を中心に産地づくりを推進し、安定した農業経営の確立を図ります。

安全で良質な農畜産物の生産に努め、販路の拡大や地産地消活動を推進します。

##### ③ 計画的な森林整備の推進

国土の保全、水源涵養や災害防止、美しい森林景観の形成など、森林のもつ多面的な機能が十分に発揮できるよう、造林や間伐等の整備を行い、計画的な森林整備を推進します。

#### (2) 水産業の振興

漁家の収入の増加、経営の安定及び担い手の育成を図るため、沿岸漁場・漁港・流通施設等、生産基盤の整備とあわせて、資源管理型漁業を核とした水産資源の維持・増大を図ります。

#### (3) 商工業の振興

##### ① 商業の振興

中心市街地における賑わいやふれあいを創出し、魅力ある商店街の形成により、商店街の振興を図ります。また、小規模店舗においては、高齢者などの消費者ニーズを的確に捉え、進展する高齢化社会に対応する商業環境の近代化の促進に努めます。

##### ② 特産品の開発と販路拡大

農林水産業や観光産業と連携し、特産品として新商品の開発や既存商品の改良を促進するとともに、地場産品の生産拡大と販路拡大を図ります。

##### ③ 中小企業支援

市内中小企業の経営の安定と活性化を図るため、必要な資金のあっ旋など金融の円滑化を支援します。

## 2 教育

### (1) 学校教育の推進

#### ① コミュニティ・スクール制度の導入等

地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール制度を導入します。

また、光通信システム等 I C Tを活用した学習環境の整備を推進することにより、児童生徒の学力向上を支援するとともに、水泳や陸上競技の専門家からの指導により、児童の運動能力の向上を目指します。

#### ② 地域間交流の機会充実

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、他地域との交流の充実を図るとともに、郷土への理解を深め、愛着心を醸成し、ふるさとに生きる意欲の喚起を目指します。

#### ③ グローバル社会を見据えた人材の育成

児童生徒と国際教養大学等の留学生との交流により、ネイティブイングリッシュに触れる機会を充実させ、語学習得の意欲の増進を図るとともに、グローバル社会を見据えた人材の育成を目指します。

### (2) 生涯学習と生涯スポーツの推進

#### ① 生涯学習の充実

本市の豊かな自然を活用した青少年の体験活動をはじめ、読書活動の推進、地域行事への参画意識の高揚、ボランティア活動への参加など、青少年教育の充実を図ります。また、市民の多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、生涯学習奨励員等と連携して学習機会の充実を図るほか、市民の豊かなワーク・ライフ・バランスにつながる取組を推進します。

#### ② 「健幸都市」づくりの推進

市民が心身ともに健康で幸せな生活を営める「健幸都市」づくりを推進するために、体力や年齢、目的、障がいの状況などに応じて気軽に体力づくりや健康の保持増進を意識した活動に親しむことができる機会の提供に努めます。

#### ③ 生涯スポーツの推進

各種スポーツ団体の活動を支援し、スポーツを支える担い手づくりに努めるとともに、既存施設の整備充実を図ります。また、これまで実施してきた各種スポーツのほか、健康の保持増進のためにウォーキング等の普及を図ります。

### (3) 芸術・文化・伝統の保護・継承

倫理観、家族愛、郷土愛のほか、無病息災・五穀豊穰などをもたらすナマハゲ文化や地域の「まつり」などを継承する関係団体の活動を支援します。

また、ジオパークの地質や自然、歴史等の遺産を保全・活用するほか、さまざまな男鹿の価値に触れる機会を提供するなど、「ふるさと男鹿」の良さを再発見し、ここに暮らす誇りと喜びが実感できる取組を一層推進します。

### 3 観光

#### (1) 男鹿版DMOによる観光振興

滞在型観光につながる持続的な取組を活性化させていくために、旅行者等と地域をつなぐワンストップ窓口としての機能を有する事業体の創設を目指します。

#### (2) 誘客プロモーション活動の展開

地域の魅力を多方面に発信するため、各種媒体を効果的に活用し、ターゲットを明確にした誘客プロモーション活動を展開します。また、訪日旅行需要が高い東アジアを中心に、世界各国から訪れていただけるよう、秋田県と連携したインバウンド誘客を推進します。

#### (3) 受け入れ態勢の整備

バリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れた観光拠点等の整備や観光施設の適切な維持管理、二次アクセスの利便性向上、ICTを活用した情報提供の推進、多言語化など、利用者目線に立ったホスピタリティの向上に努めます。

### 4 環境

#### (1) 新エネルギーの導入促進

本市の特性を生かし、有効な資源としての風力、太陽光等を活用した新エネルギーの導入を促進します。

また、沖合における洋上風力発電の基地として船川港の活用を働きかけます。

#### (2) 地球環境への配慮

水資源涵養を図るため植樹を行うとともに、イベント等の運営にあたってはマイカーの使用を抑制する工夫をするなど、地球環境に配慮した活動を推進します。

#### (3) 男鹿国定公園の環境整備

男鹿国定公園の優れた景観、環境を保全するため、清掃美化運動を推進するとともに、その適切な保護、管理に努めるほか、自然公園施設の計画的な整備を図ります。

## 5 人口減少対策

### (1) 少子化対策

#### ① 結婚支援

結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するとともに、地域住民、企業等が主催する婚活イベントに支援するほか、市外や首都圏からの未婚者の体験型ツアーを実施するなど結婚支援を推進します。

#### ② 妊娠・出産に対する支援

妊娠期に必要な妊婦健康診査費を助成し、妊婦や胎児の疾病の早期発見、早期治療に努め、安全な妊娠や出産を支援します。また、第3子以降の新生児を出産した保護者に祝金を支給することにより、出産を奨励するとともに、生まれた子供の健やかな成長を支援します。

#### ③ 子育て支援

子育て家庭の経済的負担の軽減、妊娠期からの切れ目のない支援の充実、地域子ども子育て支援事業の充実及び放課後子ども総合プランの実施などにより子育て支援を推進します。

### (2) 移住・定住対策とCCRC構想の推進

#### ① 取組体制強化と総合的な移住情報の発信

移住・定住対策専従班の設置により支援体制の強化を図ります。また、秋田県、NPO法人等との連携によるマッチング機能の強化を図るとともに、移住ポータルサイトによる情報発信及び首都圏で開催される移住促進フェアへ積極的に参加し、移住希望者に対して「男鹿半島」の魅力をPRします。

#### ② 受入体制の整備

活用可能な空き家情報を全国に情報発信するとともに、移住希望者が求める多様なライフスタイルに対応した支援メニューの充実や、空き家を活用した住環境の整備等を進め、移住・定住を促進します。また、移住者への新たな支援制度を創設するとともに、移住支援として地域おこし協力隊員を採用します。

#### ③ 男鹿版CCRC構想の推進

男鹿駅周辺の活性化など、新たな街づくりを視野に入れた男鹿版CCRC構想の実現に向けた取組を支援し、首都圏からのアクティブシニアの移住・定住を促進します。

### (3) 地域社会の維持・活性化

#### ① 健幸都市への取組

男鹿駅周辺に複合観光施設を整備して賑わいを創出し、街中への波及を促進することにより、中心市街地の歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

#### ② 健康長寿社会の形成

市民が健康で生き生きと暮らせるよう、生活習慣病予防事業の充実、介護予防の充実及び地域包括ケアシステムの構築を推進します。

#### ③ 地域コミュニティの強化

住民主体のコミュニティ活動を促進し、自主防災組織による防災体制の強化を促進します。また、地域公共交通の維持、空き家対策などにより住環境の整備を推進します。

## 第5章 男鹿市10年後のビジョン

本総合計画において、基本構想期間の10年間で目指す、男鹿市の将来のあるべき姿として、数値で検証できる男鹿市10年後のビジョンを次のとおり定めます。

### 1 産業の振興

#### (1) 農業

- ・新規就農者が年間3人以上就農する。
- ・農業生産法人数（集落型）が新たに10経営体以上できる。
- ・認定農業者・集落法人等が管理する農用地の面積割合が90.0%以上になる。
- ・複合作物の生産額が10億円以上になる。
- ・6次産業化に取り組む農業経営体が5経営体以上になる。
- ・園芸メガ団地の生産額が2億円以上になる。
- ・市内の直売所の販売総額が1億円以上になる。
- ・ほ場整備率が80.0%以上になる。

#### (2) 林業

- ・森林整備の推進を図るため、3,300haを整備する。
- ・林業事業者への就業者が10名増えている。

#### (3) 水産業

- ・種苗放流している魚種の漁獲量を1.6トン増やす。
- ・水産業就業者が10名増えている。
- ・漁業生産の拠点である漁港の安全性・機能性を向上させるため、市管理7漁港を整備する。

#### (4) 観光

- ・年間の宿泊客数が20万人以上になる。
- ・年間の入込客数が200万人以上になる。

#### (5) 雇用

- ・年間の創業件数が2件以上になる。

#### (6) 商工

- ・男鹿駅周辺の賑わいが創出され活性化される。

### 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- ・光通信網（IRU契約分）の加入世帯が40.0%以上になる。

### 3 生活環境の整備

#### (1) 上水道

- ・配水管及び送水管の整備を実施することにより漏水を防止し、有収率が85.0%以上になる。

#### (2) ガス

- ・災害時にも安定的にガスの供給を行うため、ガス本支管耐震化計画を策定し計画的に更新することにより、平成37年度には耐震化率が75.0%以上になる。
- ・各地区整圧器を計画的に更新して達成率が90.0%以上となり、安定供給が図られている。
- ・家庭用需要におけるコージェネレーションを含めた温水暖房契約の普及を促進し、契約件数が70件を超えている。

### (3) 生活排水処理施設の整備

- ・公共下水道整備済の地域において、加入率が 80.0%以上になり、快適な市民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質が改善される。
- ・農業集落排水事業完了区域の加入率が 85.0%以上となり、農業用排水の水質汚濁、集落内の水路における滞留、悪臭などが改善され生活環境が良好となる。
- ・漁業集落排水事業完了区域の加入率が 90.0%以上となり、周辺海域の水質及び観光施設周辺の環境が良好となる。
- ・個別処理区域の一般住宅に設置されている合併浄化槽基数が、平成 26 年度末に比べ 60.0%以上増加する。

### (4) 環境対策

- ・環境負荷のない電気自動車などを庁用車として 5 台以上使用している。

### (5) 環境と循環型社会形成

- ・家庭系の可燃ごみと不燃ごみを合わせた1人1日あたりのごみ排出量が500グラム以下になる。

### (6) 防災

- ・防災情報メール配信サービスの登録者数が 2,700 人になる。

### (7) 消防

- ・消防団員の確保対策、定年延長等により、消防団員の充足率が 95.0%以上になり、そのうち女性消防団員数が 50 名以上になる。

## 4 高齢者等の保健及び福祉の増進

### (1) 高齢者福祉

- ・寝たきり高齢者数が 36 人以下になる。

### (2) 介護保険

- ・居宅介護サービス受給率が 11.0%以下になる。
- ・地域密着型サービス受給率が 2.0%以下になる。
- ・施設介護サービス受給率が 5.0%以下になる。

### (3) 低所得者福祉

- ・生活保護受給率が 21.0 パーセント以下になる。
- ・就労支援（支援員の増員）を徹底し、保護人員が 510 人以下になる。
- ・生活保護における後発医薬品の使用率が国で定める目標値の 75.0%以上になる。

### (4) 国民健康保険

- ・国民健康保険被保険者の後発医薬品（ジェネリック医薬品）の数量シェアが 70.0%以上になる。

## 5 医療の確保

- ・医療法における医師の標準人員（13～14 名）を保持するとともに、看護師、薬剤師、医療技術者が安定的に確保されている。

## 6 教育の振興

### (1) 学校教育

- ・「全国学力調査」において、全教科の正答率が県平均を2ポイント以上上回る。
- ・中学校3年生までに、英語検定3級レベルの英語力を習得している生徒が55.0%以上になる。
- ・新体力テストにおいて、測定値が県平均を上回る種目数の割合が、小学校で65.0%以上、中学校で50.0%以上になる。

### (2) 生涯学習

- ・生涯学習講座受講者から生涯学習講座を担う新たな指導者が10人以上育成され、年間の講座参加者数が3万人以上になる。

### (3) 生涯スポーツ

- ・体育施設の整備を図るとともに良好な施設の保全に努め、年間の利用者数が20万人以上になる。

## 7 地域文化の振興

- ・史跡脇本城跡第1次整備事業が完了し、史跡脇本城跡が歴史観光の拠点となり、史跡脇本城跡案内人が30人以上になり、案内人による受入れ人数が年間2,000人以上になる。
- ・ジオパークを通じたまちづくり活動が注目され、旅行雑誌各社に大きく取り上げられるとともに、ジオサイトの保全、案内板・説明板等の整備により、ジオパークガイドが50人以上になり、ジオパークガイドによる受入れ人数が年間1万人以上になる。

## 8 集落の整備

- ・市内の全域において地域コミュニティの機能が維持されている。

## 9 人口減少対策

### (1) 少子化対策

- ・30歳代前半の未婚率が、男性は40.0%以下、女性は30.0%以下になる。
- ・年間の出生数が145人に増加する。

### (2) 移住・定住対策

- ・移住者の数が平成28年度から平成37年度までの10年間で100人以上になる。
- ・平成27年度中の転出者の数を平成28年度から平成37年度までの10年間の平均で10人以上下回る。
- ・ふるさと特産品の充実及び納税環境の整備により、ふるさと納税額が年間3,000万円以上になる。

### (3) 男女共同参画社会の推進

- ・各種審議会等における女性委員の割合が40.0%以上になる。

### (4) 行財政の効果的・効率的な運営

- ・歳入に見合った歳出で、財政調整基金の取り崩しを行わない効率的な財政運営が行われている。

# 前期基本計画

## 第1章 産業の振興

### 1 農林水産業の振興

#### ◆農業

##### 【現状と課題】

本市の農業は、豊かな自然環境がもたらす肥沃な大地や海の恵みにより、稲作を中心に和梨・メロン・花き・大豆等を生産しながら、土地の保全や自然環境維持の役割を果たしています。

農業生産の現場では、農地中間管理機構を活用した大規模ほ場整備の実施や、若い経営者が菊の園芸メガ団地で大規模経営に取り組むなど、新たな動きが見られます。

今後はさらに、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化の推進、生産基盤整備の推進、複合型生産構造への転換に対応した農業の振興が求められています。併せて、農村の多面的機能が将来にわたって維持・発揮されるよう農村の振興を図っていく必要があります。

##### 【参考データ】

農家および農家人口（販売農家）

区分	農家数				農家人口				
	計	専業農家	兼業農家		15歳以上の世帯員数計	自営農業に従事した人	自営農業に従事した人のうち		自営農業に従事しなかった人
			第1種	第2種			自営農業が主の人	農業以外の仕事の主の人	
平成17年	1,619	353	387	879	5,937	4,401	2,751	1,650	1,536
平成22年	1,189	357	264	568	4,079	3,148	1,979	1,169	931

経営耕地面積（販売農家）

区分	田		畑		樹園地		耕地計	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
平成17年	1,582	3,884	876	365	81	70	1,618	4,318
平成22年	1,163	3,853	676	343	67	71	1,195	4,266

以上資料：農林業センサス

##### 【基本施策】

#### 1 地域を支える担い手の育成・確保

##### (1) 経営能力に優れた経営体の育成

- ① 農地中間管理機構を活用して、地域内に分散する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けることで、担い手への集積・集約化を推進します。
- ② 担い手のさらなる経営発展のため、国・県等の補助事業及び制度資金を活用して、経営の多角化や新たな事業展開を支援し、経営能力に優れた経営体を育成します。
- ③ 担い手不足の解消・生産性の向上・低コスト化のため農業法人制度の普及・啓発に努め、集落営農の組織化・法人化を促進します。

## (2) 新規就農者の育成

- ① 就農意欲の喚起と就農後の定着等を図るため、就農の準備や所得の確保、農業法人等が実施する実践研修等を支援し、新規就農者の育成・確保の取組を促進します。
- ② 新たに農業経営を開始する青年等が、効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、県の取組等を活用するとともに、青年等就農計画の作成を支援し、認定就農者の認定取得を促進します。

## (3) 女性農業者の主体的活動を推進

女性農業者は地域農業の振興や6次産業化の展開に重要な役割を担っていることから、女性農業者が主体的に取り組む直売所活動や農産物加工等の起業活動を支援します。  
また、農業体験等による消費者との交流活動を促進します。

## 2 担い手への農地集積・集約化

### (1) 人・農地プランの作成

各地域の人と農地の問題を解決していくため、農地利用状況の電子地図システムを活用して地域の話し合いを進め、人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進します。

### (2) 農地中間管理機構の活用

農地中間管理機構の「地域の人・農地プランと連動した取組」、「基盤整備事業と連動した取組」、「農業法人等が分散した農地を交換により集約化するための取組」等により、担い手への集積・集約化を推進します。

## 3 生産基盤施設の整備

- ① 大型機械導入などにより効率的な営農による生産コストの低減、農用地の利用集積を図るため、大区画ほ場及び農道の整備を推進します。
- ② 農用地や農業用施設を災害から未然に防ぎ、農業生産性の維持向上を図るため、ため池等の施設整備を推進します。
- ③ 用水の安定供給、水田の汎用化や資源の維持・保全管理を図るため、用排水施設等の整備を推進します。

## 4 複合型生産構造への転換

### (1) 加工用米等の戦略作物の生産拡大

高齢化、人口減少等による米の消費減少が今後も続く中、米政策の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、水田フル活用による備蓄米、うるち・もち加工用米、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進します。

### (2) 実需者ニーズ等に対応した産地づくり

- ① 和梨・メロンは、農家所得の向上と産地の維持・拡大を図るため、市場性の高い新品種や新技術の導入による、高品質・安定生産を推進します。
- ② 大豆は、担い手を中心に、ほ場の団地化・ブロックローテーションを図り、高品質・安定生産を推進します。
- ③ 畜産は、優良雌牛の導入を支援し、経営の安定を図ります。

### (3) 園芸品目の生産拡大

- ① 菊の園芸メガ団地整備事業に支援し、機械の共同利用による低コスト化や、統一した栽培方法での作業の効率化を図るとともに、新規就農者を確保し、産地拡大の拠点を確立します。
- ② 需要が増加している加工・業務用ニーズに対応したネギ・キャベツの生産を拡大するため、管理作業機械や収穫機械の導入による機械化一貫体系の確立を支援します。
- ③ 葉たばこは、産地の維持を図り、省力化施設・機械の導入を支援します。

## 5 農業の有する多面的機能の発揮の促進

### (1) 多面的機能支払制度への取組

担い手に集中する水路、農道等の管理を地域全体で支えることで担い手への農地集積を後押しするとともに、地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の地域資源の保全活動（農地維持支払）や、質的向上を図るための共同活動等（資源向上支払）を支援し、多面的機能の維持・発揮を促進します。

### (2) 中山間地域等直接支払制度への取組

中山間地域等における高齢化や人口減少の進行を踏まえ、農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払を引き続き実施し、農業生産活動の維持と多面的機能の確保を促進します。

## 6 6次産業化の推進

- ① 6次産業化を地域ぐるみで推進するため、農業者と地方公共団体、食品産業、金融機関、試験研究機関等による6次産業化連携協議会(仮称)を設置し、6次産業化戦略・構想を策定します。
- ② 消費者や実需者の志向を的確に捉え、自ら生産した農産物の付加価値を高める取組を支援します。
- ③ 地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な事業展開を図る女性農業者を支援します。

## ◆林業

### 【現状と課題】

本市の森林面積は、平成26年3月現在12,411haで、その内人工林面積は8,383haで67.5%が杉で占められています。

現在、森林の整備にあたり、「森林経営計画」を作成し、施業の集約化による間伐等を推進しています。今後さらに林業の振興を図るためには、林業担い手の育成と計画的な間伐、さらには間伐材の有効活用を促進することが必要です。

また、森林のもつ多様な公益的機能の発揮と合わせ、レクリエーションの場としての活用や海洋資源を保持するための森づくりを図る必要があります。

本市は地形上災害が発生しやすい地域が多いことから、山腹崩壊、土砂の流出防止等森林の保護・保全に努めるとともに、松くい虫及びナラ枯れ等の森林病虫害により貴重な森林が消失して自然景観を損ねている現状から、この防除対策や被害森林の整備を推進する必要があります。

### 【参考データ】

林野面積利用地種別（平成22年）

区 分	面積 (ha)
林 野 面 積	12,542
現況森林面積	12,414
国 有	2,182
民 有	10,232
森林以外の草生地	128

資料：秋田農林水産統計年報

## 【基本施策】

### 1 森林施業の推進

健全な森林を長期的な観点から計画的に維持・育成していくため「森林経営計画」を作成し間伐など施業の集約化を図るほか、生産基盤強化のため路網整備を推進し、森林整備に努めます。

### 2 森林の保護・保全と利用

- ① 山腹崩壊、土砂流出の防止など森林の保護・保全に努めます。
- ② 地方行政機関(森林管理署、県、周辺市町村)、森林組合、森林所有者等の連携により森林病害虫の効率的な防除に努めるとともに、森林のもつ公益的機能の確保を図ります。
- ③ 国有林・民有林を通じて川上から川下まで一体となり、関係者の一層の合意形成を進め、木材及び林産物の効率的な加工と安定供給体制の整備を推進します。

### 3 林業担い手の確保・育成

- ① 林業関係の講習会や研修会への積極的な参加を促し、林業技術や知識の取得向上に努めます。
- ② 秋田県林業大学校の活用を通じて、将来的に林業経営を担う人材の確保・育成を推進します。

## ◆水産業

### 【現状と課題】

本市は、県内最大の漁場を有しており、漁獲量は約4,000トンと県全体の約半分を占めています。市では、水産資源と漁獲量の確保を図るため、アワビやガザミなどの種苗放流や増養殖等の「つくり育てる漁業」、地場産の水産物の付加価値を高める水産加工などの取組に支援しています。

また、市の魚、県の魚であるハタハタについては、資源の回復を図るため、自然ふ化による放流に取り組んでいます。

しかし、本市の漁業就業者は、個人経営が主で高齢化傾向にあり、後継者の確保・育成が大きな課題となっています。

こうしたことから、資源の維持・増大を図るため、中高級魚等の種苗放流、増養殖に努めるなど、県水産振興センターと連携を図りながら、栽培漁業や資源管理型漁業を強力に推進するとともに、漁場の整備を図る必要があります。

水産資源の有効利用と安定的な供給先の確保のため、加工品の開発を促進するとともに、流通販売の強化が必要となっています。

漁業生産基盤である漁港については、水産基盤整備事業等の計画に基づき整備を進めておりますが、さらに、地域に密着した機能的で安全な漁業基地とするため、環境整備も含めた漁港の整備に努める必要があります。

## 【参考データ】

規模別漁船隻数（平成 25 年 1 月 1 日現在）

区 分	隻	トン
総 数	1,019	2,431.73
動力船 計	1,015	2,410.03
0～ 3 t 未満	816	1,125.25
3～ 5 t 未満	162	695.15
5～ 10 t 未満	11	81.55
10～ 20 t 未満	25	408.57
20～ 50 t 未満	—	—
50～ 100 t 未満	1	99.51
100～ 200 t 未満	—	—
200～ 500 t 未満	—	—
500 t 以上	—	—
無動力船	4	21.70

資料：農林水産課

## 【基本施策】

### 1 つくり育てる漁業の推進

秋田県水産振興センター、秋田県栽培漁業協会及び漁業者等と密に連携をとり、「つくり育てる漁業」による継続的な種苗放流と資源管理型漁業の推進により、重要魚種の生産拡大と資源の維持・増大を図ります。

- ① ヒラメ、ガザミ、アワビ、コンブなどの放流及び増養殖事業を推進します。
- ② ハタハタ、ヒラメ、サケなどの魚種や岩ガキ、アワビなどの地先資源の合理的利用を図ります。
- ③ ワカサギのふ化放流を推進します。

### 2 漁業生産基盤の計画的整備

#### (1) 漁港・漁場等の水産基盤の整備

- ① 漁業生産の拠点である漁港の安全性、機能性を向上させるため、基本施設の整備に努めます。
- ② 老朽化した漁港施設の機能を保全するため、保全工事を実施します。
- ③ 沿岸漁場の生産性の向上を図るため、沿岸域から沖合域にかけて魚礁の整備や藻場の造成など、漁場の整備開発を推進します。

#### (2) 漁業を支える人づくりの推進

次代の漁業を担う漁業団体や青年グループの学習及び交流の活動を強化し、地域における自立経営型の漁業者を育成するため、漁業後継者対策事業を推進します。

#### (3) 生産流通体制の整備促進

- ① 漁業者の収入増加のため、ハタハタ等漁獲量の多い魚を有効活用した加工品開発と販路拡大を図る取組に支援します。
- ② 市民や観光客に新鮮な魚介類を提供するなど、観光との有機的な結びつきを図るため、農産物と一体となった直売を促進するとともに、地引き網やサケ稚魚放流等の漁業体験学習を推進します。

## 2 観光の振興

### 【現状と課題】

本市は、男鹿国定公園として恵まれた自然景観や文化財など観光資源が多いことから、東北地域における主要な観光地になっています。

本市における観光客数は、大型イベント等の効果により平成 24 年から日帰り客数は回復が見られましたが、宿泊客数は減少傾向にあり、平成 26 年の観光入込数に占める宿泊率は 5.0%と低くなっているほか、冬期間の観光客においても厳しい状況にあります。

このことから、観光イベントの充実、スポーツ大会やスポーツ合宿、教育旅行の誘致や、新たな需要を創出するためのインバウンドの誘致などにより、宿泊客の増加を目指す必要があります。また、二次交通の充実、ホスピタリティの向上などにより、受入態勢の強化を図るとともに、周辺地域との連携や冬期間の観光資源の掘り起こしを進め、誘客宣伝活動を一層強化する必要があります。

さらに、観光地としての特色を出すために、複合観光施設の整備などにより、農林水産業などの関連産業と連携し、地域資源と結びついた観光を推進し、地域経済の発展を促す必要があります。

### 【参考データ】

#### 観光客数の推移

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	
総 数 (千人)	2,207	1,917	2,058	2,475	2,861	
対 前 年 比 (%)	92.4	86.9	107.3	120.2	115.6	
内 訳	宿 泊 (千人)	176	139	155	149	142
	日 帰 (千人)	2,031	1,778	1,903	2,326	2,719
	割合 (宿泊/総数 %)	8.0	7.3	7.5	6.0	5.0
消 費 額 (百万円)	6,867	5,924	6,368	7,311	6,927	
1人当たり消費額 (円)	3,093	3,069	3,072	2,939	2,422	

\*宿泊はキャンプ場・コテージを除く

#### 主な観光資源

自然公園	男鹿半島 (国定公園)
行 祭 事	なまはげ柴灯まつり、鯛まつり、男鹿駅伝競走大会、東湖八坂神社祭のトウニン (統人) 行事、宮沢海岸夕陽フェスティバル、日本海メロンマラソン、脇本の山どんど、男鹿日本海花火、福米沢の送り盆、寒風山まつり、大晦日のナマハゲ
観光施設	なまはげ館、男鹿真山伝承館、真山神社、五社堂、男鹿水族館G A O、寒風山回転展望台、入道埼灯台、海上遊覧船、遊覧透視船、オートキャンプ場 (なまはげオートキャンプ場、キャンパルわかみ)、男鹿総合観光案内所、男鹿温泉交流会館五風
温泉施設	男鹿温泉郷、温浴ランドおが、夕陽温泉WAO、金ヶ崎温泉、戸賀温泉

以上資料：観光商工課

### 【基本施策】

#### 1 観光拠点等の整備

##### (1) 男鹿市複合観光施設の整備

市内周遊観光の玄関口である男鹿駅周辺に観光物産振興の核となる複合観光施設を整備し、「男鹿ブランド」の形成、市民あげてのホスピタリティの向上、滞在時間の延長と通年観光

の促進等により、交流人口の増加を目指します。

## (2) 快適な環境整備の推進

再び訪れたい観光地とするため、観光拠点の草刈り、清掃の実施、公衆トイレを清潔な状態に保ち、観光客の受入環境を整備します。

## (3) 観光施設の維持管理

観光施設の適切な維持管理に努めるとともに、観光振興に資する効果的な活用を図ります。

## 2 観光誘客宣伝・受入態勢の整備

### (1) 観光情報発信の強化と積極的な誘客プロモーションの展開

- ① 当地域の魅力を多くの人に知っていただき、訪問していただくため、インターネットやマスメディアの各種媒体を効果的に活用します。
- ② 宣伝材料の魅力度の向上を図り、情報発信の強化に取り組みます。
- ③ 観光誘客拡大のための誘客プロモーション活動を積極的に展開します。

### (2) ターゲットを意識した着地型旅行商品造成の推進

- ① 自然や景観、歴史、伝統、文化、食など、男鹿ならではの観光資源を磨き上げ、男鹿観光の魅力向上を図ります。
- ② スポーツツーリズムやヘルスツーリズムなどの旅行プランや商品の造成を推進します。
- ③ 本市への観光客の多い台湾や韓国、訪日観光客の増加が顕著な中国、訪日ビザ発給要件が緩和されたタイなど訪日旅行意欲が高いアジアを中心に、県と連携しながらインバウンド誘客に継続して取り組みます。

### (3) おもてなしの心を込めた受入態勢の整備

- ① 観光地としての受入態勢の整備として、JR東日本との連携を図るとともに二次アクセスを整備し、交通拠点と観光スポット、観光施設、宿泊施設間の移動の利便性向上を図ります。
- ② 観光案内機能・設備の充実を図り、市民をあげてホスピタリティ向上を図ります。
- ③ 交通拠点、観光スポット等の整備を図り、バリアフリー観光を推進します。

## 3 DMOの創設による観光産業の振興

- ① 旅行者等と地域をつなぐワンストップ窓口としての機能を有する事業体である男鹿版DMOの創設を推進します。
- ② 各観光施設の周遊促進や、旅行者ニーズに対応した宿泊サービスの提供による魅力の向上、教育旅行やスポーツ合宿等の誘致を図ります。
- ③ 地場産食材を活用した新たな料理の開発や、「食」を切り口とした企画や旅行商品の開発など、「食」を活用した男鹿観光の魅力向上を図ります。

## 3 商工業の振興

### ◆工業

#### 【現状と課題】

本市の工業は、建設業や製造業等の誘致企業が主流をなしていますが、地域経済の低迷、半島特有の地理的条件により産業立地が進まないことなどから事業所数が減少し、従業員数、出荷額も減少傾向にあるなど、全体として企業競争力は低下し、今後も厳しい状況が予想されます。

このため、工業においては、国際化の進展や地域間競争に対応するため、技術基盤、経営基盤を強化する必要があります。また、新商品の開発など技術力の強化により既存工業の振興を図る必要

があります。さらに、経営基盤の脆弱な中小企業の経営の安定化と活性化を図るため、必要な資金のあつ旋など金融の円滑化、基盤整備及び製品需要の拡大促進などの支援に努める必要があります。

港湾の活用としては、豊富な観光資源を活用した、新たな地域産業の創出の促進を図るとともに、船川港のポートセールスに取り組み、取扱貨物の増加による既存事業所の規模拡大を支援するなど工業等の振興を図る必要があります。

## 【基本施策】

### 1 技術、技能の高度化と新エネルギー関連産業の振興

- ① 男鹿市誘致企業等懇話会など企業間連携により、各事業所の特徴を生かした新たな事業展開を促進します。
- ② 大学などの研究機関との連携による企業の技術力の強化を促進します。
- ③ 本市の特性を生かし、有効な資源としての風力、太陽光等を活用した新エネルギーの導入を促進します。

### 2 中小企業の経営安定と活性化及び創業支援

- ① 商工会、金融機関等との連携を強化し、必要な資金のあつ旋や保証料の負担等による金融の円滑化など、市内中小企業の経営の安定と活性化を促し、事業承継を支援します。
- ② 商工業振興促進制度などの活用促進により企業の基盤整備を支援します。
- ③ 市、商工会、観光協会及び金融機関が一体となり、創業を支援するための連絡バックアップ体制を構築するほか、日本政策金融公庫の創業者向け融資制度、県制度の新事業展開資金、あきた創業サポートファンド等の活用などにより、創業希望者がスムーズに創業できるよう体制を整え産業の振興を図り、創業によるUターン、Iターン、Jターン者の雇用を促進します。

### 3 地域産業の観光産業化と港湾の活用

- ① 観光分野に新たなビジネスチャンスを見出すために、地域資源を活用した地場産業と観光との結びつきの強化を促進し、新たな地域産業の創出を図ります。
- ② 関係機関等と連携を図り、船川港や港湾未利用地の利活用に向けたポートセールスに取り組み、新たな企業の進出や取扱い貨物の増加により既存事業所の事業規模拡大を支援します。
- ③ 港湾周辺のOGAマリンパーク、男鹿マリーナなど、みなとオアシスの指定を受けた施設等の利活用を促進します。

## ◆商業

### 【現状と課題】

本市の商業は、集落に散在する小規模零細商店が店舗数では多数を占めていますが、市民の買い物行動が、地域の商店から郊外に進出した大型量販店へと変化してきたことから、商店数は減少傾向にあります。特に中心市街地である船川地区では、男鹿駅前周辺部を中心とした既存商店街の沈滞化がみられ、その他の地区でも集落における商店の空洞化が進んでいます。

このため、中心市街地の活性化を図り、男鹿駅周辺整備を再生の核として推進するとともに賑わいやふれあいを創出できる商業環境の整備や協業化、共同化等により魅力ある商店街を形成する必要があります。また、移動手段が制限される高齢者にとっては、居住地周辺の商店が重要となることから、集落に散在する小規模商店においても、消費者ニーズに対応した経営者意識の向上を図ることが必要です。

## 【基本施策】

### 1 中心市街地の活性化

- ① 男鹿駅周辺の活性化を図るため複合観光施設を設置し、賑わいの創出と地域経済の活性化に努めます。
- ② 船越地区の未利用地への商業施設の設置に向け働きかけていきます。
- ③ 中心市街地のタウンマップの作成、空き店舗の利活用などによる、賑わいやふれあいを創出できる魅力ある商店街の形成を促進します。

### 2 商業環境の整備と小規模店舗の経営近代化の促進

- ① 次代を担う若手経営者等の育成や個店のサービス充実を促進するなど、消費者ニーズに対応した商業環境の整備を促進します。
- ② 共同売出しなど各種のイベントと結びつけた企画の実施を促進します。

## ◆観光資源の活用と販路の拡大

### 【現状と課題】

特産品については、農林水産業や観光産業と連携し、地場産品を活用した新商品の開発や既存商品の改良を促進するとともに、消費者ニーズを的確にとらえ宣伝や販路拡大を図る必要があります。

### 【基本施策】

- ① 農林水産業や観光産業の各機関・団体と連携を強化し、地場産品を活用した特産品としての新商品の開発や既存商品の改良に努めます。
- ② 新商品の展示会を実施するなど宣伝活動により、特産品の販路拡大を図ります。
- ③ 男鹿の地域ブランドを高め、市場での優位性を確保し、販路拡大を図ります。

## 4 人材の活用と就労機会の充実

### 【現状と課題】

本市の雇用状況は、アベノミクスによる景気回復に伴い改善傾向にあります。有効求人倍率は県平均を下回る状況で推移しています。

また、市内事業所は従業員 30 人未満の小規模企業が多くを占め、全体として労働集約的な基礎素材型、生活関連型の業種が多く、事業拡大や新分野進出といった意欲的な企業は少ないのが現状となっています。また、企業誘致については、若年労働力の市外流出に歯止めをかけるとともに、地域の活性化を図ること等から、商工業振興促進制度など独自の支援策等により誘致に努めております。

今後も、秋田県企業誘致推進協議会との連携による誘致活動の展開、既存企業の拡大や、船川港臨港部などの未利用地を活用し、企業立地の促進や創業支援による雇用機会の拡大を図る必要があります。

本市は、地域資源を生かした地場産業が少ないことから、恵まれた観光資源と農林水産物等の資源を有効活用し、新しい地場産業の開発による雇用の創出を促進するとともに、新事業に取り組む企業への支援を検討する必要があります。

## 【基本施策】

### 1 新規産業の導入

#### (1) 企業立地の推進

- ① 船川臨海地区などの未利用地を活用し、既存企業の拡大と新規企業の立地を促進します。
- ② 商工業振興促進制度などの企業立地支援策を活用し、秋田県企業誘致推進協議会との連携などにより誘致活動を推進します。

#### (2) 新規産業の創出や起業の推進

- ① 観光資源と農林水産物等の資源を有効活用した新たなサービスや商品の開発を促進し、産業の振興を図ります。
- ② 市、商工会、観光協会及び金融機関が一体となり、創業を支援するための連絡バックアップ体制を構築するほか、あきた創業サポートファンドの活用などにより、コミュニティビジネス、空き店舗を活用したICTビジネス及び飲食店等を行う起業家を支援し、地域産業の振興を図ります。
- ③ 男鹿市誘致企業等懇話会等、企業間連携により、各事業所の特徴を生かした共同での製品開発による新たな事業展開を促進するとともに、当該製品の需要促進を図ります。

### 2 地元雇用機会の拡大

#### (1) 就業の促進

- ① ハローワーク男鹿、男鹿雇用開発協会、地元高等学校と連携し、高校生など若年層の地元就職と離職者の再就職の促進を図ります。
- ② 福祉・観光等サービス業などの人材不足を解消するため、就業資格取得支援制度などにより雇用のミスマッチ解消を図ります。
- ③ 医師等修学資金を貸与することにより、男鹿みなと市民病院における医療人材の確保と本市への定住人口の増加につなげます。

#### (2) 労働機会の拡大と能力活用

- ① 高齢者の豊富な知識と経験や能力を生かせる雇用環境の整備の促進を図ります。
- ② 心身障がい者の自立を促進するため、障がいに対応した職域の拡大や就労の場の確保に努めます。

### 3 勤労者福祉の向上

健全な余暇利用を図るため、サンワーク男鹿など、公共施設の効果的活用の促進を図ります。

## 5 船川港の活用

### 【現状と課題】

船川港は古くから静穏な海域を有する天然の良港として知られ、これまで地域を支える港、避難港としてその役割を果たしてきました。

現在の主な取扱い品目は原油、石材、廃土砂、製材等で、近年における取扱い貨物量は、平成11年の石油関連事業所の事業縮小以降、石油類等の取扱量が大きく減少したこと等により、33万トンから65万トンの間で推移し、依然として低迷が続いています。

また、人口減少や若年層の流出、経済の停滞等により、地域の活力が低下しており、船川港は地域活性化をリードする地域振興港湾としての役割を強く求められています。

今後は、浚渫による規定水域の確保に努めるとともに、取扱い貨物量の増大等船川港の活用を図るため、ポートセールスによる新エネルギー関連貨物などの開拓のほか、未利用港湾用地の利活用

について、官民一体となり取り組む必要があります。

さらに、みなとオアシス船川の構成施設であるOGAマリンパーク、男鹿マリーナ等のレクリエーション施設や恵まれた海洋資源、観光資源、複合観光施設等地域に潜在する魅力を活用し、港湾背後地と連携した賑わいあるみなと空間づくりを推進し、物流機能のみならず、地域間交流・国内外からの観光誘客による観光交流機能を併せもった多機能な港湾空間の形成を図る必要があります。

加えて、大規模地震、津波等の発災時に対する地域防災力の強化のため、港湾における防災対策として施設の整備を促進するとともに、地域住民の生命と財産を守るための避難施設等の安全対策を促進する必要があります。

地方港湾戸賀港は、避難港としての役割を果たすとともに、漁船や観光船などの基地として利用されていますが、さらにその機能を高めるとともに、海浜レクリエーション基地として利用拡大を図る必要があります。

### 【参考データ】

船川港の取扱い貨物量の推移

(単位：トン)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
外 貿	輸 出	21	71	5,996	221	101	0
	輸 入	43,080	52,042	70,409	71,589	45,118	53,964
計		43,101	52,113	76,405	71,810	45,219	53,964
内 貿	移 出	168,096	151,120	268,760	199,799	364,731	212,557
	移 入	444,309	131,978	123,440	84,750	104,344	137,758
計		612,405	283,098	392,200	284,549	469,075	350,315
合 計		655,506	335,211	468,605	356,359	514,294	404,279

船川港の係留施設

施 設	規 模			
	階級(D/W)	水深(m)	バース数等	延長(m)
岸 壁	15,000ト	-10.0	1	185.0
	7,000ト	-8.0	1	145.0
	5,000ト	-7.5	2	260.0
物 揚 場		-4.0	1~3号、東基地C	805.0
		-3.0	1~5号、平沢	927.0
		-2.0	1~11号、羽立、 第二船入場、女川	2,007.0
		-1.8	平沢	120.0
日鉦ドルフィン	8,500ト	-9.0	1	276.0
備蓄ドルフィン	180,000ト	-19.0	1	480.0

以上資料：港湾統計年報

### 【基本施策】

#### 1 船川港の整備促進

##### (1) 港湾関係団体との連携による港湾機能の整備促進

- ① 船川港や港湾未利用地の利活用に向けたポートセールスに取り組み、取扱貨物量の拡大を図ります。
- ② 安定的な港湾の利用を図るため、既存泊地の機能回復と小型船だまりの整備を促進します。

## (2) 賑わいあるみなと空間づくり

市民や民間企業、団体等と連携し、港湾周辺のOGAマリンパーク、男鹿マリーナなど、みなとオアシスの指定を受けた施設等の利活用を促進し、個性的で魅力あるみなと空間づくりを進め、港を核とした地域の振興を図ります。

## 2 戸賀港の整備促進

避難港としての機能充実を図るため、小型船だまりの整備を促進します。

## 第2章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

### 1 道路・交通網の整備

#### ◆国道・県道

##### 【現状と課題】

秋田自動車道（昭和男鹿半島 I C）、日本海沿岸東北自動車道（琴丘森岳 I C）の開通により高速交通体系へのアクセス道路整備が急務となってきております。特に本市にとっては観光・文化・産業・経済的交流など地域間交流・連携に大きな役割を果たすものであり、国道・主要地方道の整備促進を図る必要があります。

##### 【参考データ】

道路の現況（H26.4.1 現在）

区分	路線名	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)
国道	101号	50,036	80.0	100.0
主要地方道	入道崎寒風山線	22,601	89.6	100.0
	男鹿半島線	40,091	93.2	100.0
	男鹿八竜線	22,687	100.0	100.0
	男鹿琴丘線	28,080	70.2	100.0
	小計（4路線）	113,459		
一般県道	男鹿昭和飯田川線	14,094	52.8	100.0
	船越停車場線	145	100.0	100.0
	男鹿停車場線	66	100.0	100.0
	脇本脇本停車場線	661	41.0	100.0
	入道崎八望台北浦線	12,075	100.0	100.0
	払戸琴川線	8,421	68.3	100.0
	道村大川線	15,889	99.7	100.0
	小計（7路線）	51,351		

資料：秋田県建設部道路課

##### 【基本施策】

#### 1 国道101号の整備促進

浜間口地区の狭隘道路の解消を図るため早期完成を促進します。

#### 2 主要地方道・一般県道の整備促進

通行の安全と利便性の向上を図るための整備を促進します。

#### ◆市道

##### 【現状と課題】

本市は日本海に突き出た半島で、地理的条件から集落が点在していることから道路網の整備については地域の利便性と一体感を確保するという点からも重要な課題です。

また、幹線道路、生活道路の整備は生活基盤の確立、活力ある地域づくりを進める上でも重要であり、災害時の避難路、冬期間の車両・歩行者の安全確保等、早期整備が必要です。

### 【参考データ】

市道の現況

市道路線数	実延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
1,597	801,076	48.1	62.0

H27.4.1 現在 市町村道現況調査調べ

### 【基本施策】

- ① 本市の点在する居住地区及び産業活動地域と数多くの観光地との一体性の確保を図るため幹線道路の整備による連続的で回遊性のある交通ネットワークの形成の整備を推進します。
- ② 日常生活における生活道路の整備とともに災害時における避難路としての利便性の向上を図るため改良、維持管理を推進します。
- ③ 冬期間の安全で円滑な道路整備の確保及び歩行者の安全確保の推進と除雪・防雪対策の充実を図ります。

## 2 交通確保対策

### 【現状と課題】

本市の公共交通機関としての鉄道とバスについては、道路の高規格整備と車社会の進展にともない利用者数が減少しています。しかし、通学・通勤、高齢者などの市民生活には欠くことのできない交通手段であり、運行の維持は地域の強い望みです。このため、常に状況を把握し関係機関と連携して利便性の向上を図っていく必要があります。

### 【基本施策】

- ① JR男鹿線（通称：男鹿なまはげライン）は、市域外への極めて重要な移動手段として、利用促進による維持確保を図るとともに、利用者の乗車目的に合う適切な運行ダイヤの設定を働きかけ、利便性の向上に努めます。
- ② 路線バスは、現在の公共交通サービスの水準を極力維持することを前提に、効率的な公共交通システムの構築を図り、生活バス路線の維持確保に努めます。  
また、JR男鹿線との連携を図るため、鉄道との乗り継ぎに配慮した生活路線バスの運行ダイヤを設定し、乗客の利便性の向上と利用促進に努めます。
- ③ 男鹿半島へのアクセスや半島内周遊など観光客のための二次交通について、生活路線バスとの連携を図りながら、関係団体、交通事業者等と一体となって整備を図ります。

## 3 電気通信施設の整備

### 【現状と課題】

情報通信技術の急速な進展にともない、インターネット、携帯電話、光通信網などの普及で行政はもとより市民の生活スタイルも大きな変化を遂げつつあります。

本市では市内全域に光通信網が整備されているほか、テレビの地上デジタル放送移行に伴う新たな難視対策も完了しており、携帯電話の通話エリアも一部の非居住地域を除いてカバーされている

ことから、市民の間の情報格差は解消されております。

今後は、自然災害による光ケーブルの破損などに対し、張り替えや移設を行うなど適切に維持管理していく必要があります。

#### 【基本施策】

- ① 民間事業者との連携により光通信網を活用した新たなサービスの提供を図るとともに、光通信網の適切な維持管理に努めます。
- ② テレビ共同受信設備の適切な維持管理に努めます。
- ③ 携帯電話などの移動通信設備について、高速化通信に対応するよう電気通信事業者との連携を図りながら通信施設の整備を促進します。

### 4 情報化の推進

#### 【現状と課題】

本市が抱える様々な課題（産業振興、移住・定住対策、少子化対策、地域社会の維持・活性化等）に対応するために、ICTの利活用は必要不可欠なものとなっています。

国では、多様な分野におけるICTの効果的な利活用の促進に取り組んでおり、効率的で災害に強い「電子自治体」の実現に向けて各種施策を推進しています。

本市においても、行政の透明性・信頼性の向上、住民参加・民間との協働の推進、経済の活性化・行政の効率化を図るため、情報化の推進に取り組んでいく必要があります。

#### 【基本施策】

- ① 各種事務事業の電子化を推進するとともに、ICTを活用した申請、届出等の電子化により市民への各種サービスの向上を図ります。
- ② スマートフォンの普及や外国人観光客の増加に対応するため、公衆無線LANの整備を促進します。
- ③ 社会資本としての情報通信技術を活用し、観光産業の振興、地域産業の高度化、効率的な行政サービス等、市民サービスの向上を目指し、市民・企業・団体・行政が一体となって地域情報化を推進します。

### 5 地域間交流の促進

#### 【現状と課題】

人口減少が進む中で地域活性化を図る上では、地域間交流は不可欠なものとなっています。

地域コミュニティの機能や住民の連帯感強化を図るため、町内会や自主防災組織同士の連携や交流を促進する必要があります。

市民のふるさと意識の醸成や地域間の相互理解を深めるため、他の自治体との交流を推進する必要があります。

また、国際感覚を身に付け、異文化に対する理解を深め、思いやりの気持ちや感性豊かな心を育むとともに、インバウンドに対応できる人材の育成や、地場産業の国外への事業展開を促進するため、国際交流を推進する必要があります。

## 【基本施策】

- ① 人口減少と高齢化が進む地域コミュニティにおいて、連帯による共助や見守り機能の強化、伝統文化の継承、自主防災組織の機能強化などを図るため、地域コミュニティ間の交流を促進します。
- ② 春日井市をはじめとする他の自治体との交流を推進し、地域間交流の機会を提供します。
- ③ 日ロ沿岸市長会によるロシアとの交流や、台湾、韓国、中国などからのインバウンドによる観光面での交流を推進します。

## 第3章 生活環境の整備

### 1 上水道、下水処理施設等の整備

#### ◆上水道

##### 【現状と課題】

本市では、市民が安全に上水道を使用できるよう、今後もその責任を果たし、信頼性を高めていく必要があります。

上水道事業では、これまでの拡張の時代から、維持管理、施設更新の時代へと大きな転換期を迎えています。根木浄水場を高度浄水施設へ更新しており、この後、滝ノ頭水源浄水場、若美浄水場など各施設の老朽化した設備の計画的な更新が必要となっています。

また、水源周辺における環境の変化が水質や水量に影響を及ぼすことから、水源周辺の環境保全と整備に取り組むとともに、新たな水源の確保をするため調査を進め、災害など緊急時における給水の確保と安全でおいしい水の安定供給及び普及率の向上に努める必要があります。

さらに、今後の人口減少を見据えて上水道の広域化を図りながら需要を確保する必要があります。

##### 【基本施策】

#### 1 水源周辺の環境保全

滝ノ頭、一ノ目淵を中心とした良質な水源の確保と環境保全に努め、水質の保全と水源涵養機能の充実を図るとともに、根木浄水場周辺の水源調査を進めます。

#### 2 施設、設備及び老朽管の更新

- ① 漏水等の原因となる老朽管を耐震化と併せ早期の更新に努めます。
- ② 滝ノ頭水源浄水場のろ過設備及び電気設備を計画的に整備します。

#### 3 需要の確保

下水道の普及等に併せて井戸水の使用の上水道への切り替えを促進し、上水道の普及向上を図るとともに上水道の広域供給化を図ります。

#### ◆都市ガス

##### 【現状と課題】

ガス漏洩事故の原因となる経年管の更新や市内各地に点在する整圧器の統廃合等の推進を図ることが必要です。

市内全域に導管が布設され、普及率は76.3%となっていますが、生活様式の変化や他燃料との競合などによる需要の落ち込みは避けられない状況であることから、今後一層、安定供給と保安の向上及び需要の確保に努める必要があります。

また、現在進められているガスシステム改革により、平成29年度に改正ガス事業法が施行され、一般ガス事業者は、一般ガス導管事業者、一般ガス小売事業者に分離され、ガス小売りが全面自由化となることから、政省令の改正に併せて体制の整備及び業務の見直しが必要となります。

## 【基本施策】

### 1 保安の確保

ガス事業法に基づく本支管漏洩検査、内管検査、消費機器調査を確実に実施し、保安の確保及び安全性の向上を図ります。また、現在実施している経年管取替事業終了後は、ガス本支管の耐震化計画を策定し耐震性の向上と老朽化の進んでいるガス製造供給設備の更新を計画的に実施し、安定供給と保安の確保に努めます。

### 2 原料ガスの安定確保

申川鉱場産出の天然ガスの有効利用を図り、輸入天然ガス（LNG）との組み合わせにより、原料ガスの安定確保に努めます。

### 3 需要の開発

新規立地予定施設の情報収集により、設計事務所等への積極的な営業活動を推進します。また、ガスの利便性や環境にやさしい天然ガスの周知を図り、ガス発電・給湯暖房システムなどの需要家を増やし、収益の確保に努めます。

## ◆生活排水処理施設の整備

### 【現状と課題】

平成 25 年度に見直しを行った男鹿市生活排水処理基本計画では、地域の実情に応じた効率的かつ適正な生活排水処理施設の整備を推進するため、集合処理区域及び個別処理区域を一部変更し、平成 30 年度末の生活排水処理の普及率を 81.7%、接続率を 78.4%とすることを目標とし、公共下水道についても、平成 36 年度の概成を目指しています。

しかし、公共下水道の加入率は、少子高齢化などの社会情勢の変化や経済状況の停滞により、目標達成は厳しくなっています。

また、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の生活排水処理施設は、各施設の老朽化が進行していることからトータルコストの縮減を図るため、長寿命化修繕計画を策定し計画的な維持管理及び更新等を推進する必要があります。

### 1 公共下水道

公共下水道は、3市4町1村の秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の関連公共下水道として、男鹿処理区は昭和 53 年度より、若美処理区は昭和 63 年度より事業に着手し、平成 26 年度までに男鹿地区は約 549ha、若美地区は約 225ha の整備で終了し、供用を開始しています。

今後とも快適な市民生活と公衆衛生の向上および公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の普及を推進する必要があります。

また、整備が完了した地域においては、未接続となっている事業所及び世帯に対して啓発活動に努め、加入率の向上を図る必要があります。

### 2 農業集落排水施設

農村地域における生活様式の近代化、多様化により、家庭からの生活雑排水量が増加していることから、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の生育障害、農業用排水施設の機能低下などの農業生産環境だけでなく、集落内の水路における汚水の滞留、悪臭など生活環境への影響がみられます。五里合地区については農業集落排水整備事業が完了し、その改善が図られており、今後も農村生活環境の改善及び農業用排水の水質保全のため、加入率の向上を図る必要があります。

ます。

### 3 漁業集落排水施設

漁業集落の周辺には景勝地が多く、観光施設や集落内からの生活雑排水が漁港やその周辺海域に流出し、水質悪化の原因となっています。入道崎地区、若美地区及び門前地区については漁業集落排水整備事業により整備が完了し、その改善が図られており、今後も漁業集落内の生活環境改善及び公共用水域の水質保全のため、加入率の向上を図る必要があります。

### 4 合併処理浄化槽

公共下水道、農業・漁業集落排水施設など集合処理をする区域以外においては、家庭からの生活雑排水の排出により生活環境への影響が懸念されています。

こうした中で下水道等集合処理により整備が進められる区域以外については、合併処理浄化槽設置整備事業により整備に努めてきましたが、今後も身近な生活環境整備と公共用水域の水質保全を図るため、循環型社会形成推進地域計画に基づいて合併処理浄化槽の設置を計画的に推進する必要があります。

#### 【参考データ】

生活排水処理施設の普及状況

区分		年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
行政区域人口：人			31,993	31,379	30,632	30,035
公共	男鹿	処理可能人口：人	15,767	15,518	14,640	14,576
		普及率：%	49.3	49.5	47.8	48.5
特環	若美	処理可能人口：人	5,011	4,985	4,942	5,588
		普及率：%	15.7	15.9	16.1	18.6
農集	五里合	処理可能人口：人	1,519	1,467	1,422	1,380
		普及率：%	4.7	4.7	4.6	4.6
漁集	入道崎 門前	処理可能人口：人	394	493	488	467
		普及率：%	1.2	1.6	1.6	1.6
合併浄化槽		処理人口：人	1,601	1,604	1,751	1,651
		普及率：%	5.0	5.2	5.1	5.5
生活排水処理施設普及人口：人			24,292	24,087	23,243	23,662
生活排水処理施設普及率：%			75.9	76.8	75.9	78.8

普及率＝処理可能人口（生活排水処理施設普及人口）÷行政区域人口

各生活排水処理施設の供用開始年月日

流域関連男鹿市公共下水道	平成 元年 4月 1日
流域関連若美地区特定環境保全公共下水道	平成 4年 4月 1日
五里合地区農業集落排水施設	平成 9年12月 1日
入道崎地区漁業集落排水施設	平成14年 1月21日
若美地区漁業集落排水施設（特環へ編入）	平成18年 3月31日
門前地区漁業集落排水施設	平成24年 4月 1日

## 【基本施策】

### 1 公共下水道

- ① 秋田湾臨海部の公共下水道事業を一層推進するため、県との調整を図りながら秋田湾・雄物川流域下水道事業を促進します。
- ② 事業認可区域の拡大を図りながら公共下水道の早期整備を推進するとともに、加入率向上のため啓発活動に努めます。
- ③ 汚水管渠等の長寿命化計画などの策定により老朽化、耐震化対策などにより効果的な汚水処理施設の整備を計画的に実施します。

### 2 農業集落・漁業集落排水施設

- ① 農業集落及び漁業集落の環境改善を図るため、加入率向上の啓発活動を推進します。
- ② 農業集落排水施設は、事業の効率化と設備更新を見据え長寿命化計画を策定します。
- ③ 漁業集落排水施設は、事業の効率化と機能強化を図るため補助事業による主要機器の設備更新について計画的に実施します。

### 3 合併処理浄化槽

集合処理区域以外の地域の環境改善を図るため、循環型社会形成推進地域計画に基づいて合併処理浄化槽の設置を計画的に推進します。

## ◆し尿の収集・処理

### 【現状と課題】

し尿の収集処理量は、公共下水道等の普及や人口の減などにより平成8年度から減少しており、収集にあたっては、地域別に許可業者が行っています。

し尿の処理は、男鹿市と潟上市で構成する男鹿地区衛生処理一部事務組合の「男鹿地区衛生センター」で行っています。同センターでは、し尿のほか浄化槽汚泥等の処理も行っており、質的・量的変化に対応できるよう処理対策を講じながら、環境保全に配慮した処理に努めています。

### 【参考データ】

し尿処理状況

(単位：キロリットル)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
し尿	11,701	11,244	10,594	10,172	9,548
浄化槽汚泥	3,096	3,222	3,234	3,452	3,510
合計	14,797	14,466	13,828	13,624	13,057

資料：男鹿地区衛生センター

### 【基本施策】

- ① し尿の収集・運搬については、計画的な収集を図るとともに、許可業者に対し衛生管理などの適正な指導に努めます。
- ② 施設の適正な維持管理と整備のため、男鹿地区衛生処理一部事務組合と連携を図ります。
- ③ 男鹿地区衛生センターで受け入れたし尿の流域下水道への放流について、県及び男鹿地区衛生処理一部事務組合との連携により推進します。

## ◆ごみの収集と処理

### 【現状と課題】

八郎湖周辺 5 市町村(男鹿市・五城目町・八郎潟町・井川町・大潟村)で構成される八郎湖周辺清掃事務組合が運営するごみ処理施設「八郎湖周辺クリーンセンター」が平成 20 年 4 月から稼働し、リサイクル施設も併設されていることから、ごみの大半は一元化処理が可能となっています。

ごみの収集運搬は、家庭系ごみについては委託方式で行い、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみの 4 分別で実施し、事業系ごみは排出する事業者が許可業者に依頼し有料で処理しています。なお、家庭系の粗大ごみは平成 23 年 4 月から有料で戸別収集しています。

「八郎湖周辺クリーンセンター」で処理後に排出される焼却灰や破碎残さは、管理型の一般廃棄物最終処分場へ搬入し埋め立て処理しています。

平成 26 年度の排出量は 10,362 トンとなっています。1 人 1 日当たりに換算すると 935 グラムですが、国の第三次循環型社会形成推進基本計画の目標値である約 890 グラムを上回っております。資源化物を除いた家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量は 694 グラムであり、同計画の平成 32 年度目標値である約 500 グラムを達成するためには約 28%の減量化を進める必要があります。

また、平成 26 年度の八郎湖周辺クリーンセンターのごみ処理量によるリサイクル率は 7.9%で、第三次循環型社会形成推進基本計画の再資源化率 17%及び平成 25 年度の環境省調査結果の全国平均 20.62%を大きく下回っています。

なお、一般廃棄物最終処分場並びにクリーンアップのごみ等を埋立処分している申川不燃物処理場及び戸賀不燃物処理場は残余年数が少なくなっていることから、施設の適切な管理に努める必要があります。

### 【参考データ】

八郎湖周辺クリーンセンター搬入量

(単位：トン)

		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
家庭系	可燃ごみ	7,515	7,236	7,420	7,276	7,242
	不燃ごみ	360	315	340	348	343
	粗大ごみ	457	95	122	126	113
	計	8,332	7,646	7,882	7,750	7,698
	1人1日当たり(g)	694	646	680	683	694
事業系	可燃ごみ	2,056	2,102	2,136	2,225	2,127
	不燃ごみ	1	2	2	2	1
	粗大ごみ	84	73	44	86	4
	計	2,141	2,177	2,182	2,313	2,132
資源ごみ		417	445	465	480	457
合計		10,890	10,268	10,529	10,543	10,362
合計 1 人 1 日当たり (g)		908	867	908	929	935

## リサイクル率の状況

(単位：トン)

		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
八郎湖周辺ク リーンセンタ ー	ごみ処理量	12,624	10,171	10,342	10,253	10,462
	資源化量	521	495	521	527	398
古紙収集量（資源化量）		498	475	464	493	464
合計		13,122	10,646	10,806	10,746	10,926
うち資源化量計		1,019	970	985	1,020	862
リサイクル率		7.8%	9.1%	9.1%	9.5%	7.9%

以上資料：八郎湖周辺清掃事務組合、生活環境課

## 【基本施策】

## 1 ごみ処理施設の整備計画

- ① 大半のごみを処理する広域の中間処理施設「八郎湖周辺クリーンセンター」の修繕計画に基づく整備について、適切な維持管理と併せて、八郎湖周辺清掃事務組合との連携を図ります。
- ② 廃棄物を安定的・継続的に処理するため、一般廃棄物最終処分場等の適正な維持管理に努めます。
- ③ 最終処分に係る廃棄物処理施設整備計画に取り組み、適正な処理体制を確保します。

## 2 ごみの分別収集計画、体制整備

「八郎湖周辺クリーンセンター」の熱回収施設及びリサイクル施設の処理品目と整合性のある分別処理体制の整備を図ります。

## 3 ごみの減量化、資源化の促進

- ① 家庭から排出される生ごみの自己処理及び減量化を促進するため、生ごみ処理機などの購入に対する支援を行います。
- ② 粗大ごみの有料戸別収集を継続します。
- ③ 家庭系ごみの有料化制度の導入を図ります。

## ◆斎場

### 【現状と課題】

斎場は、市内や周辺市町村から利用されておりますが、建物や付属設備等の経年劣化も進んでおり、適切な維持管理が必要です。

### 【参考データ】

斎場利用状況

(単位：件)

区分	大人		子供		死産児		計		
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	合計
平成 22 年度	448	136			7		455	136	591
平成 23 年度	493	126		1		1	493	128	621
平成 24 年度	463	144	1		1		465	144	609
平成 25 年度	508	119				1	508	120	628
平成 26 年度	453	134	2	1	2		457	135	592

資料：生活環境課

### 【基本施策】

#### 1 施設の維持管理及び整備

火葬炉及び建物内外装の整備を推進するとともに、指定管理者制度の導入により、一体的で効果的・効率的な施設の維持管理に努めます。

## 2 消防・救急施設の整備

## ◆消防

### 【現状と課題】

本市は、昭和 48 年に常備消防を広域消防体制に移行し、消防力の充実強化と市民の防災意識の高揚を図りながら、消防体制を確立しました。平成 18 年に消防組織法が一部改正され、市町村の消防広域化の取組が求められたことから、平成 19 年度に男鹿潟上南秋地区の 6 市町村で消防広域化協議会を設置し、広域化に向け協議を重ねましたが、東日本大震災の発生で消防を取り巻く環境が変化したことから、平成 25 年 10 月に協議を凍結しています。今後は、消防情勢の変化を見定め、必要な場合には、協議の再開を図ることになります。

また、男鹿地区消防本部では平成 26 年度に高機能消防指令システムを導入したほか、平成 27 年度に消防救急デジタル無線の運用を開始しています。引き続き効率的な活動体制の整備や、消防設備・装備品の更新整備など消防力の充実強化を図る必要があります。

非常備消防については、平成 25 年 12 月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団が将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として位置づけられたことから、団員の確保や処遇改善、装備の改善等を進め、消防団の更なる充実強化を図る必要があります。

## 【参考データ】

消防体制の現況（平成 27 年 4 月 1 日）

区分	内 容	数 量
男鹿地区 消防一部 事務組合	消防吏員	149
	消防ポンプ自動車	7
	化学消防ポンプ自動車	1
	大型高所放水車	1
	大型化学消防車	1
	救急自動車（予備救急自動車含む）	5
	高規格救急自動車	3
	救助工作車	1
	広報車	8
	指揮車	2
	泡原液搬送車	1
	災害対策車	1
	資機材搬送車	1
	消防団	団員
小型動力ポンプ積載車		70
小型動力ポンプ（軽可搬ポンプ含む）		86
水利	消火栓	514
	防火水槽	361
	その他水利	40

資料：総務課

## 【基本施策】

### 1 火災予防の徹底

市広報や防災行政無線を通じて、火災予防意識の高揚を図るとともに、市民の生命と財産を守るため、住宅用火災警報器の設置について啓発し徹底に努めます。

また、防火対象物や危険物施設の査察を実施し、防火管理体制の徹底など火災の未然防止に努めます。

### 2 消防力の充実強化

- ① 消防団員数の減少を防ぐため、地域における若手の団員確保をはじめ、女性消防団員や公務員等の積極的な入団促進を行うほか、男鹿市消防団協力事業所表示制度や学生消防団活動認証制度の推進、団員の定年延長等により消防団員の定数確保に努めます。
- ② 消防団員のサラリーマン化による日中の消防力低下を防ぐため、機能別消防団制度の導入を推進します。
- ③ 火災発生時には、迅速且つ安全に対応ができるよう、消防施設年次整備計画に基づいて消防器具置場や消防水利、消防資機材や安全装備品等の更新、整備を行ない消防力の強化を図ります。

### 3 特殊災害の防止対策

国家石油備蓄基地等の特殊災害については、関係機関との協力体制強化に努めます。

◆救急

【現況と課題】

救急業務は高度化が進み、救急救命士による処置の範囲が拡大しています。今後も高齢化の進展による人口構成の変化等により、救急需要は高まる可能性があることから、救急車の更新整備や救急救命士の増員を図る必要があります。

また、例年、海や湖沼などでの水難事故が多く発生することから、救助、救急体制の強化を図る必要があります。

【基本施策】

- ① 増加する急病者、交通事故などの救急措置に対応するため、救急車の更新整備や救急救命士の増員と育成に努めるほか、ドクターヘリの有効活用による救急業務体制の強化を図ります。
- ② 市民への応急手当の普及啓発を推進し、救命率の向上に努めます。
- ③ 水難事故防止のため、広報やホームページ・防災行政無線等により、市民への注意喚起を行います。

また、水難救助隊の救助艇や水上バイクなどの救助資機材等の更新整備を図り、救助体制の強化に努めます。

**3 公園・緑地の整備**

【現況と課題】

現在、維持管理している公園は、都市計画事業で整備した総合運動公園1箇所、近隣公園3箇所、街区公園29箇所の計33箇所(47.23ha)のほか、その他事業による公園で計5箇所(18.02ha)の合計38箇所(65.25ha)となっています。

都市計画決定済みの未整備公園については、社会情勢の変化の中で見直しを図りながら、レクリエーション機能の充実や防災機能の役割を担う公園の整備に努める必要があります。

また、既存公園及び緑地は、安全と快適性の保持のため適切な維持管理が必要です。

【参考データ】

都市公園の整備状況

(単位：箇所・ha)

区 分	都市計画決定		開設済み (H26)	
	箇所数	面積	箇所数	面積
街区公園	32	10.26	29	7.40
近隣公園	4	9.68	3	6.63
総合公園	1	15.00	—	—
運動公園	1	34.00	1	33.20
小 計	38	68.94	33	47.23
その他公園	—	—	5	18.02
合 計	38	68.94	38	65.25

資料：建設課

### 【基本施策】

- ① 老朽化した公園施設については、今後策定する公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の状態に応じて整備を実施し、施設利用者の利便性の向上を図ります。  
また、都市計画決定済みの未整備公園については、都市公園の充足状況や公園施設の充足状況を検証し、整備方針を見直します。
- ② 地域住民やボランティア等と連携をとりながら安全と快適性を保持するため、適切な維持管理に努めます。
- ③ 良好な居住環境を創出するため、開発行為等宅地造成に際し、公園・緑地の設置を積極的に指導するとともに、その保全を図ります。  
また、景観的機能や防災機能を果たす緑の公有地は、オープンスペースとして保全します。

## 4 公営住宅の整備

### 【現状と課題】

若者の定住促進は、人口減少の抑制策や高齢化対策の重要な施策となっています。このため定住対策の一環として、平成26年度末までに公営住宅405戸、特定公共賃貸住宅15戸、計420戸の住宅の整備を実施しております。

しかし、近年、地区によって需用に偏りが生じていることと、既存の公営住宅は、狭小で老朽化した建物が多いため、多様なニーズに対応した公営住宅の整備を推進する必要があります。

### 【基本施策】

安全で良好な居住環境を創出するため、ストック総合改善事業と計画的な維持補修を実施することにより、多様なニーズに対応した公営住宅の整備を推進します。

## 5 交通安全施設の整備

### 【現状と課題】

本市の交通情勢は、県道男鹿半島線や国道101号の四車線化、秋田自動車道・昭和・男鹿半島インターへのアクセス道の整備により、観光客の流入車両が増加しています。

交通事故発生件数は、平成19年に100件を切り減少傾向となっているものの、観光シーズンには観光客の車両が増加し、交通事故発生の懸念が高まります。

また、生活の夜型化による夜間交通量の増加や、高齢化に伴い高齢者が交通事故の被害者や加害者になるケースも増えています。

交通事故を未然に防ぐために、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図っていくとともに、交通安全施設の充実を進めていく必要があります。

### 【基本施策】

- ① 安全安心まちづくり市民大会、街頭キャンペーンなどを実施し、交通安全意識の高揚を図ります。
- ② 男鹿市交通安全協会、男鹿市交通安全母の会、男鹿市交通安全推進地域連絡協議会等の諸団体と連携を密にした街頭指導を実施するなど、交通事故の未然防止に努めます。
- ③ 車両や歩行者の安全確保を図るため、車道、歩道の整備や区画線、ガードレール、カーブミラー、道路照明灯、道路標識など、交通安全施設の定期的な点検を実施するとともに、整

備充実を図ります。

## 6 自然環境の保全

### ◆環境保全

#### 【現状と課題】

本市は、海・山・湖と変化にとんだ地形から美しい景観を有し、自然環境に恵まれています。この資源を次代に引き継ぐため、景観の保全に配慮する必要があります。

市民の健康と生活環境を良好に保つため、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る必要があります。

また、新エネルギーの導入促進を図るなど、地球環境保全への取組も必要です。

#### 【基本施策】

##### 1 環境汚染の未然防止

- ① 環境基本法を遵守するとともに、監視、指導に努めます。
- ② 河川及び海域等の公共用水域の定期調査を実施し、水質保全に努めます。
- ③ 八郎湖の水質汚濁防止のため、秋田県と八郎湖周辺の9市町村（秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）により組織された八郎湖水質対策連絡協議会による「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を推進するとともに、下水道等の普及や水田からの濁水の流出防止を促進します。

##### 2 環境保全意識の高揚

関係機関と連携して啓発活動を推進し、環境保全意識の高揚に努めます。また、既存の蛍光灯をLED街灯に更新することにより、CO<sub>2</sub>の削減に貢献します。

##### 3 新エネルギーの導入促進

民間事業者との連携により風力、太陽光など新エネルギー関連の施設整備を促進するとともに、公共施設における新エネルギーの導入を推進します。

### ◆環境美化

#### 【現状と課題】

健康で快適な生活環境を維持するため、各地域では町内会、老人クラブ等により、道路・海岸・河川等の清掃活動を行っています。しかし、空缶などの投げ捨てや山林への不法投棄は横ばいで推移していることから、豊かな自然環境を保全し、環境美化意識の啓発と不法投棄の防止を図る必要があります。

近年、海岸の漂着ごみ問題がクローズアップされており、観光地をかかえる本市としては、より一層の清掃活動が求められています。

#### 【基本施策】

- ① 市民の美化意識の高揚と啓発に努めます。

- ② 市民総参加による全市一斉清掃及び八郎湖クリーンアップを実施し、環境美化活動の推進を図ります。また、地元町内会や各種団体等との連携を図り、道路、海岸及び河川等の清掃活動を推進します。
- ③ 不法投棄防止のため、広報活動を行うとともに、看板の設置や不法投棄監視員による指導の強化を図ります。

## 7 自然災害への対処・備えの充実

### ◆自然災害への対処

#### 【現状と課題】

本市は山岳丘陵地が多く、地形、地質上からもがけ崩れ、土石流、地すべり、浸水等の災害が多く発生していることから、今後も災害の未然防止のため、危険箇所の実態把握、危険区域の指定、避難体制の確立に努めるとともに、急傾斜地崩壊対策、砂防、地すべり・治山の各災害対策事業のほか河川改修事業等を推進する必要があります。

また、本市は、自然災害による被害を受けやすい地形であることから、避難場所や避難路などの情報提供のためハザードマップ（土砂・高潮・洪水）を策定し、警戒避難体制の充実を図る必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1 危険区域への災害未然防止対応

地域防災計画に基づき、水害や土砂災害等の危険箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立等総合的な対策を実施します。

また、危険箇所をパトロールし、災害の未然防止に努めます。

##### 2 災害防止施設整備の推進

- ① 一般災害、地震災害及び津波発生時に、速やかに避難できるよう避難路や避難施設等の整備推進に努めます。
- ② 水害の防止を図るため、河川の改修事業を推進します。

##### 3 危険区域崩壊等防止対策

- ① がけ崩れから家屋及び公共施設等を守るため、急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域において、施設整備事業の推進に努めます。
- ② 危険土石流域による土砂災害から下流に存在する家屋、公共施設等を守るため、砂防法に基づき、指定された区域において、施設整備事業の推進に努めます。
- ③ 地すべり、山地崩落による災害を防止するため、地すべり防止法及び森林法に基づき、指定された区域において、地すべり対策、治山等の施設整備事業の推進に努めます。

### ◆防災

#### 【現状と課題】

東日本大震災を教訓に、平成 25 年度に地域防災計画の見直しを行い、地震津波対策の抜本的強化を図るため、避難誘導対策や多様な情報伝達手段の確保、備蓄体制の強化等を推進しています。

今後は、大規模広域災害発生時における被災者対応や受援体制の確立、近年多様化している各種災害への対応など一層の防災対策の充実を図る必要があります。

また、災害時には地域住民の自発的な活動が被害を軽減することから、防災知識の普及と自主防災活動の推進を図る必要があります。

## 【基本施策】

### 1 地域防災力の充実

- ① 自主防災研修会や防災出前講座、防災リーダー認定講習会等を実施し、防災知識の普及啓発と防災意識の醸成を図り、自主的で活発な防災活動が展開されるよう一層の推進を図ります。
- ② 少子高齢化の進展や人口減少による地域の防災力低下を防ぐため、自主防災組織の広域化による体制の強化を推進します。
- ③ 保育園や幼稚園、小・中学校に対して防災教育の実施を推進するとともに、子供と家族、自主防災組織等が一体となった防災研修会や防災訓練等を実施し、正しい防災知識の習得と防災意識の醸成に努めます。

### 2 災害対策体制の強化

- ① 災害が発生した際に、迅速かつ安全な避難ができるよう、各種ハザードマップの作成配布や避難看板・避難路等の整備を図ります。  
また、防災行政無線やテレドーム、防災情報等メール配信サービスのほか、ツイッター等のSNSや秋田県情報集約配信システムなど、多様な情報伝達手段を活用し、確実に正確な情報伝達に努めます。
- ② 避難行動要支援者の避難対策のため、関係機関と連携した個別計画の策定など、避難体制の強化に努めます。  
また、災害発生時における各種応急復旧活動や人的・物的支援の協力体制の確立と活動支援基盤の強化を図るため、民間企業や関係機関、他自治体との災害時協定締結を推進します。
- ③ 指定避難所及び福祉避難所において、必要な備品・器材等を整備し、避難所としての機能の強化を図ります。備蓄物資は、秋田県および県内市町村との共同備蓄や更新整備、災害協定に基づく流通備蓄のほか、家庭内備蓄の推進を図ります。  
また、拠点となる指定避難所や孤立する可能性のある集落へ分散備蓄することにより体制の強化を図ります。

### 3 危険空き家対策の推進

- ① 危険空き家がもたらす防災・景観など多岐にわたる問題に対し、関係機関及び地域住民等と連携し、市内における危険空き家の実態把握に努めるとともに台帳を整備し、市民の生活環境の保全を図ります。
- ② 危険空き家の所有者等に対し行政指導を行い、適正な管理の促進を図ります。  
また、所有者による積極的な除却を促進します。
- ③ 固定資産税の納税通知書に危険な空き家に関する市の施策を紹介する文書を同封し、所有者の意識啓発を図ります。

### 4 武力攻撃等災害への対処

武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、男鹿市国民保護計画に基づき、関係機関と相互に協力し市民の生命、財産の保護に努めます。

## 8 防犯体制の充実

### 【現状と課題】

本市における犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、子供やお年寄りを狙った弱者への犯罪や、電話による特殊詐欺など、犯罪の多様化、広域化が顕著になっています。

このことから、犯罪の未然防止のため、防犯協会、防犯指導隊や沿岸防犯協会などの関係機関と連携を強め、市民総参加での防犯体制の強化を図る必要があります。

### 【基本施策】

- ① 安全安心まちづくり市民大会や市広報、ポスター、チラシなどを活用した啓発活動により、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- ② 安全に暮らせる地域社会の構築のため、警察などの関係機関と連携し、安全・安心まちづくり条例に基づき、防犯協会、防犯指導隊などによる防犯パトロールを実施するとともに、街頭防犯カメラの設置や市内各小学校の子ども見守り隊の普及育成に努めるなど、防犯体制の強化を図ります。
- ③ 犯罪防止に関する知識の普及や情報の提供に努めます。

## 9 バリアフリーの推進

### 【現状と課題】

すべての人が安全で快適に生活ができる社会の実現のため、これまでも市街地や公共施設でバリアフリー化の整備を進めてきました。しかし、少子・高齢化の急速な進行や障がい者が積極的に社会参加できる環境づくりが必要なことから、さらに環境整備が求められています。

このため、公共施設や住宅のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者などが快適に生活できるまちづくりに取り組む必要があります。

### 【基本施策】

- ① 市街地や主要公共施設においてバリアフリー整備基準を十分に考慮しながら整備を進めます。
- ② 高齢者や障がい者、子供連れの親子など一人ひとりが尊重され、だれもが暮らしやすいまちづくりに努めます。
- ③ 市内の観光案内・避難場所・避難経路などの表示や公共の施設整備に関して、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。

## 第4章 高齢者等の保健及び福祉の増進

### 1 高齢者福祉の増進

#### ◆高齢者福祉

##### 【現状と課題】

平成27年4月における本市の65歳以上の高齢者の人口比率（高齢化率）は39%を超え、高齢社会を迎えています。高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の要援護高齢者の数も年々増加の一途をたどっており、その対策が課題となっています。

平成26年度中における一人暮らし、寝たきり、認知症、身体障がい者、虚弱等の要援護高齢者に係る相談者数は470人となっています。

このような現状を踏まえ、介護保険サービスとの調整を図りながら、高齢者の生活と健康に対する不安を解消するため、地域包括支援センターによる、情報の提供と相談体制の充実強化など、福祉サービスの量的拡大と質的向上に努めてきましたが、さらに地域包括ケアシステムの構築を図ります。

##### 【参考データ】

高齢者人口の推移

(単位：人・%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	40,517	38,130	35,637	32,294	30,035
65歳以上の人口	8,697	10,004	10,842	10,995	11,882
総人口に占める割合	21.5	26.2	30.4	34.1	39.6

資料：平成7年～22年／国勢調査・平成27年／住民基本台帳(4月1日現在)

要援護高齢者に係る相談者数

(平成26年度 単位：人)

区 分	人 数
一人暮らし	197
寝たきり	14
認知症	92
虚弱等	157
身体障がい者	10
合計	470

資料：地域包括支援センター

##### 【基本施策】

#### 1 自立と生きがいづくりの促進

- ① 高齢者の豊かな経験と能力を生かし、文化・スポーツ活動やボランティア活動などの社会参加活動の促進を図ります。また、老後の生活を豊かなものにし、明るい長寿社会づくりを目的として、地域の中で活発に活動できる老人クラブの活動の充実を図ります。
- ② シルバー人材センターと連携し、健康で働く意欲のある高齢者の就業を促進します。
- ③ コミュニティ・スクールへの参加を促進し、各種事業の中で高齢者の持つ知恵を伝承する機会の充実に努め、世代間交流を推進します。

## 2 在宅福祉サービスの充実

- ① 介護保険サービスとの調整を図りながら、ホームヘルプサービスとデイサービスの充実・向上に努めます。
- ② ひとり暮らし世帯等に対応するため、高齢者生活援助事業の実施や緊急通報装置を計画的に整備するなど、高齢者が地域や自宅で生活できるよう支援します。

## 3 相談体制及び環境の整備

- ① 要介護高齢者とその家族に対し、在宅介護に係る総合的な相談に応じるとともに、在宅の介護等に関する各種サービスが総合的に受けられるよう、民生児童委員協議会や社会福祉協議会、市内社会福祉法人との連絡調整を図ります。
- ② 高齢者、特に要介護高齢者に対しては、地域に生活する一般住民の援護活動が重要となるため、住民組織との連携を図り、地域全体でお年寄りを見守り、支え合う体制づくりを推進します。
- ③ 高齢者が住み慣れた地域や家庭で生活していけるよう、高齢者に配慮した住宅の改修を支援します。

## ◆介護保険

### 【現状と課題】

高齢化の進行に伴い、寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする要介護者、又は日常生活に支援が必要な要支援高齢者の増加が見込まれます。

第1号被保険者（65歳以上）における要介護・要支援認定者数は、平成26年4月1日現在2,743人で、認定率は23.0%となっています。

こうした現状を踏まえ、要介護・支援の方が住み慣れた地域で、引き続き生活できるよう、介護予防事業の継続やサービス体系を確立する必要があります。

### 【基本施策】

#### 1 介護予防の推進

高齢者がいつまでも元気で過ごせるよう、心身機能の維持・改善を図る介護予防を推進します。また、要支援・要介護状態への移行を予防することで、住み慣れた地域において元気で自立した生活を送れるよう、生活機能の維持向上、住民の相談支援、権利擁護、介護する家族への支援など地域支援事業を推進します。

#### 2 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が地域社会の中で、生きがいを持って活動することができるよう、関係団体と連携し、生涯学習や老人クラブなどの活動を通じて、生きがいづくりの場の提供を図ります。

#### 3 地域包括ケアシステムの構築と介護保険サービスの充実

- ① 地域における医療、介護、生活支援等の一体的な提供により、認知症の人も含めたすべての高齢者が尊厳を保ちながら地域で穏やかに暮らすことができる地域包括ケアシステムを構築します。
- ② 「認知症初期集中支援チーム」の活動及び認知症サポーター養成講座の開催により、認知症高齢者等にやさしいまちづくりを推進します。
- ③ 地域包括支援センターが中心となり、関係行政機関や介護保険事業所等との連携により高齢者虐待の防止や早期発見に努めるとともに認知症高齢者のサポート体制の整備を図ります。

## 2 社会福祉の増進等

### ◆障がい者福祉

#### 【現状と課題】

障がい者が自立した生活を送れるように、男鹿市障がい者計画及び男鹿市障がい福祉計画に基づき、在宅サービスの充実や雇用機会の拡大等の就労支援を推進し、障がい者の自立支援を図っております。

また、近年のストレス社会における心の病に対してもノーマライゼーションの理念に基づいて、障がい者が自立と社会参加のできる地域づくりが重要になっています。特に、精神障がいを持つ人たちが社会復帰を目指し地域の中で心豊かに暮らすには、地域住民の理解とボランティアの支援が最重要であると考えられます。また、退院後の受け皿の整備など、障がい者の自立を支援する体制の整備が必要となっています。

#### 【参考データ】

障がい者数・身体障がい者（平成27年3月末現在） 単位：人

肢体不自由	視・聴覚障がい	内部障がい	計
1,027	256	511	1,794

知的障がい者（ ）は内数で入所者数（平成27年3月末現在） 単位：人

軽度	中度	重度	最重度	重症心身	計
55(23)	71(32)	107(75)	44(39)	30(18)	307(187)

精神保健福祉手帳の所持者（平成27年3月末現在）

207人

以上資料：福祉事務所

#### 【基本施策】

##### 1 地域での自立生活支援の推進

- ① 住み慣れた地域や家庭で日常生活を送れるよう、ホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅福祉の充実や障がい者のニーズに適した地域福祉サービスの充実を図ります。  
また、職業安定所等と連携し、事業主の理解を得ながら就労の場の確保を図ります。
- ② 障がい者や家族などの相談に的確、迅速に対応するため、相談からサービス提供まで、関係機関、団体との緊密な連携によるきめ細かい相談体制を整備するため相談支援事業の充実を図ります。
- ③ 障がい者が地域で積極的に活動できるよう、様々な行事やスポーツなどへの参加を支援するため、手話通訳等派遣事業や移動支援事業及び自動車改造費や自動車運転免許取得費助成制度の活用を促進します。また、重度身体障害者通院移送費給付事業により、経済的負担の軽減を図ります。

##### 2 障がい者にやさしいまちづくりの推進

様々な行事やイベントを通して、意識啓発に努め、障がい者への理解を求めることに努めます。

##### 3 障がいの早期発見と療育の充実

専門機関や地域医療機関など保健、医療、福祉分野の連携により、発達の遅れや障がいのある児童などを早期に発見するとともに、療育の充実を図ります。

## ◆母子・父子福祉

### 【現状と課題】

母子家庭は、幼児などがいる場合には、就労が制限されるなど経済的に不安定な状況にあることから、生活の安定と児童の健全な育成が図られるよう、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等を総合的、計画的に充実する必要があります。

また、父子家庭は、子供の教育、養護などのほか、家事全般に問題を抱えている場合もあることから、家事、教育面における相談、指導、支援等の強化を図る必要があります。

### 【基本施策】

母子・父子自立支援員、家庭相談員による就労支援を含めた生活全般に関する相談機能の充実を図ります。

また、母子福祉資金等の活用や技能修得講習会等により、生活意欲の向上を促進し、母子家庭の経済的自立を図ります。

## ◆低所得者福祉

### 【現状と課題】

本市の生活保護の状況は、平成 14 年度の 10.0 パーミル（1 パーミルは 1,000 分の 1）から増加傾向にあり、平成 26 年度には 22.0 パーミルと国・県の保護率より高い比率となっています。

生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法が施行され、生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として、機能の充実を図ります。

### 【基本施策】

- ① 関係機関との連携を強化し、ケースワーカー等の訪問活動の強化と資質の向上に努め相談・指導体制の充実を図ります。
- ② ハローワークと連携した就労自立促進事業を活用し、社会生活自立及び社会的孤立の防止に努め、就労の場の確保や援助活動を行うとともに、生活福祉資金等を活用し経済的自立を促進します。
- ③ 生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります。

## ◆国民健康保険・高齢者医療・福祉医療・国民年金

### 【現状と課題】

#### 1 国民健康保険

国民健康保険の加入率は平成 27 年 3 月末現在の加入世帯数が 5,218 世帯で、総世帯数に対する加入率が 39.3%となっているほか、被保険者数は 8,663 人で、総人口の 28.8%となっています。

国民健康保険財政を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展や長引く経済不況による低所得層の増加、疾病構造の変化や医療技術の高度化による医療費の増額により、極めて厳しいものとなっています。

このため、予防保健事業の充実や医療給付の適正化を図るとともに、保険税の収納率向上に努

め、財政の健全化を推進する必要があります。

また、平成 30 年度からは、県が財政運営を担う新制度が施行されますが、医療費抑制策の展開や保険税の収納率向上等は引き続き推進していく必要があります。

## 2 後期高齢者医療

平成 27 年 3 月末現在の後期高齢者医療の対象者は 6,384 人で年々増加傾向にあり、平成 37 年には団塊の世代が 75 歳以上となることから、医療費の適正化対策を推進する必要があります。

## 3 福祉医療

社会的・経済的に弱い立場にある乳幼児やひとり親家庭の児童、重度障がい児（者）などに対し医療費の自己負担分を助成しています。

今後、制度の周知徹底を図り、少子化対策に資する制度として、適正な運用に努める必要があります。

## 4 国民年金

国民年金は、老後の所得保障の柱として重要な役割を果たしています。

少子高齢化社会の進展など社会状況の大きな変化を受け、公的年金制度をはじめとする社会制度を守り、次の世代に受継いでいくことが重要な課題であることから、市民へ制度内容の周知を図り、年金未加入者の加入促進に努める必要があります。

### 【基本施策】

#### 1 国民健康保険事業の健全な運用

- ① 生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、40 歳以上の被保険者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した健診及び保健指導の充実強化に努めます。
- ② 医療費の伸びを抑制するため、保健事業の充実や重複・頻回受診の改善指導等により保険給付の適正化を推進するとともに、ジェネリック医薬品の使用を促進します。
- ③ 国民健康保険財政の基盤安定を確保するため、保険税収納率の向上に努めるとともに、見込みを上回る医療費の増加に対しては、保険税の改正など財政の健全化に向けた取組を推進します。

#### 2 高齢者医療の健全な運用

高齢者の健康増進と医療費の適正化を図るため、健診などの保健事業を実施し、生活習慣病の予防や保健指導の充実強化に努めるとともに、制度の周知を図り事業の円滑な推進に努めます。

#### 3 福祉医療制度の充実

乳幼児、ひとり親家庭の児童、身体障がい者、重度心身障がい児（者）及び小学生の医療費に助成するため、制度の周知を図ります。また、少子化対策の一環として、子育て家庭の更なる経済的負担の軽減を図るため、県と協調しながら対象を小学生から中学生まで拡大します。

#### 4 国民年金制度の加入促進

市民の老後生活を支える柱である国民年金の受給権を確保するため、PR紙の配布や広報誌等の活用により制度の周知を図り、国民年金未加入者の加入を促進します。

### 1 地域医療対策

#### 【現状と課題】

男鹿みなと市民病院は、男鹿市の拠点病院として市民の健康と生命を守り、常に新しく良質な医療サービスを提供する重要施設として地域医療の中核を担っています。しかし、地域の人口減少などにより厳しい経営状況が続いていることから、経営の健全化、安定化にも取り組んでいるところです。

市民の誰もが質の高い医療を受けるために、関係機関等に働きかけ医師充足や専門医の確保を図るなど診療体制の充実に努め、高度化・多様化した医療に対応した体制づくりを推進するほか、国の医療制度改革の動向を注視し、地域医療連携室などを中心に医療圏内の病院間の診療情報の交換・連携を推し進め、施設機器の整備、高度医療技術の充実に図りながら、経営の改善に向けて積極的な対応を図る必要があります。

また、市では遠隔地に住む市民の健康を守るために、国保診療所2ヶ所、へき地診療所2ヶ所を週1回の出張診療体制で運営しており、今後とも地域の特殊性を考慮し、地域医療の確保を図っていく必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1 経営の健全化

県の「秋田周辺地域医療構想」を受け、公立病院改革プランを策定することにより、安定的な経営基盤を確立し、経営の健全化に努めます。加えて、男鹿みなと市民病院の基本理念である「まごころの医療サービス」、「信頼され親しまれる病院づくり」、「常に新しく良質な医療の提供」、「健康増進や疾病予防」に努めます。

##### 2 地域医療の確保と診療体制の充実

- ① 地域医療を確保し、市民の誰もが良質な医療を受けるために、修学資金貸与制度による医師、看護師など医療従事者の確保により、診療体制の充実に図ります。
- ② 男鹿市の拠点病院として救急医療の確保に努めます。
- ③ 国保診療所及びへき地診療所の適正な運営を図ります。

##### 3 近隣病院・福祉施設等との連携

市内唯一の総合病院として、近隣病院・福祉施設等との連携を深め、地域医療の中心として常に新しく良質な医療の提供を目指します。

また、地域包括ケア病床の効率的な運用により、急性期治療後の受け入れ、在宅復帰への支援体制の確立を図ります。

## 2 保健対策

### 【現状と課題】

近年、少子・高齢化が急速に進行するなか、社会環境の変化や生活様式の多様化により疾病構造が大きく変化し、生活習慣病や要介護状態となる人が増加しています。

このため、市民の健康保持・増進を図るため、運動習慣の定着や食生活の改善などにより、生活習慣病予防及び介護予防対策を推進し、乳幼児から高齢者まで、地域において健康な生活が送れるよう保健活動を充実・強化する必要があります。

健康づくりの基本は、まず歩くことです。歩くことで地域に出向き、声を掛け合うことで、地域のつながりを実感し、自己効力感を高めることにつながります。また、「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚が必要です。

### 【基本施策】

#### 1 健康診査や訪問指導・健康相談等の充実

##### (1) 特定健診及び各種がん検診

特定健診や各種がん検診を通じて、生活習慣病の正しい知識の普及・啓蒙を図るとともに、疾病の重症化予防を推進し、早期発見・早期治療のための有効性のある検診事業に努めます。

##### (2) 相談体制及び訪問指導等の充実

- ① 子供を産み育てられる実感が得られる環境づくりを目指し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組み、相談体制の充実を図ります。
- ② 健康診査においては、単に発育の評価や疾病の診査のみならず、子育てに役立てる効果的な相談体制づくりに努めるほか、発達支援及び就学に向けて親子を対象とした健康教室及び健康相談会の実施により教育委員会等関係機関と連携に努めます。
- ③ 生活習慣病の予防や改善、また高齢者が要介護状況にならないための訪問指導・健康相談・健康教育等の充実に努めます。

##### (3) 生活習慣病予防及び心の健康相談等

- ① 健康寿命延伸のため、生活習慣病の原因となる危険因子（高血圧、脂質異常、喫煙、糖尿病等）を早期に発見し、改善する取組を進め、生活習慣病予防と重症化予防を図ります。
- ② 受診勧奨や啓発キャンペーン活動等を通じ、がん検診の受診率を向上させ、発症予防と早期発見に繋がります。
- ③ 市民がいきいきと心豊かに過ごせるように、心の健康相談・自殺予防等普及啓発活動・地域における声かけ運動等を推進します。

#### 2 健康管理に対する意識の向上

健康を保持・増進し発病を予防する「栄養・食生活、身体活動及び生活習慣」等の一次予防の活動を充実させるとともに、各種事業や健診事業で早期発見・早期治療の二次予防を図ります。

また、健康診査の結果、要精密検査者に対しては、事後管理の徹底や健康手帳の活用により健康管理に対する意識の向上を図ります。

#### 3 自主的な健康づくりに取り組める環境整備

心身の健康づくりにより住み慣れたまちで生涯暮らせるまちづくりを目指し、健康寿命の延伸を図ります。

また、関係機関と連携し市民自ら健康づくりができるよう環境整備に努めます。

## 第6章 教育の振興

### 1 学校教育の質の向上

#### 【現状と課題】

##### 1 幼児教育

少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の拡大など、幼児を取り巻く環境は大きく変化しており、就学前の幼児教育に対する市民の期待は高くなってきています。

今後も、生きる力の基礎を培う幼児教育の充実を図るとともに、子育て世代を支援する体制の構築や地域・関係機関との一層の連携を推進していく必要があります。

##### 2 義務教育

本市の小中学校では、少子化の進行に伴い児童生徒数の減少が続いており、学校が小規模化する中で活力ある学校づくりや、統合により学区が広域化する状況で地域とのつながりを維持することが課題となっています。

また、全国学力・学習状況調査では、全国平均を上回るものの秋田県平均には及ばない状況も認められ、授業改善を中心として一層の学力向上を図っていく必要があります。

さらに、複雑化・多様化する学校課題を解決していくためには、学校と家庭・地域が協働して子供たちの豊かな成長を支えていく新たな仕組みづくりが求められます。

このようなことから、本市においては学校と家庭・地域が一体となった教育の推進を基軸として、「生きる力」の基盤となる確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力の育成を目指す教育を展開していく必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1 幼児教育

妊娠・出産・子育てから就学時まで、子育て世帯の支援に努めるとともに、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を推進し、幼児教育の一層の充実を図ります。

##### 2 義務教育

###### (1) 連携・交流を軸とした学校経営の推進

- ① 地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール制度を導入し、豊かな体験活動の充実を努めます。
- ② 文化財やジオパーク等を活用して、地域への関心や理解を深め、ふるさとのよさを再発見し発信する学習を展開します。また、職場体験や地元企業経営者の講話などによるキャリア教育の充実を図ります。
- ③ 春日井市児童との交流や秋田大学男鹿なまはげ分校、国際教養大学などとの連携を通して、伝統や文化の違いを学ぶとともに、英語を含めた多様なコミュニケーション能力の向上を図ります。

###### (2) 豊かな人間性と健やかな体の育成

- ① 自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心を育むために、道徳教育や立腰の充実を図ります。
- ② 学校と保護者や地域が連携し、いじめの未然防止や不登校を生み出さない学校づくりに努めます。
- ③ たくましさや生きる力の基礎となる心身を育むため、地産地消を取り入れた食育や健康教育、水泳や陸上競技の専門家の指導を通して「走・跳・投」などの基礎的運動能力の向上を

推進します。

### (3) 基礎学力の向上

- ① 基礎的・基本的な知識、技能を確実に習得させるとともに、自ら「考える」「判断する」「行動する」力を育むアクティブ・ラーニングの推進に努めます。
- ② ICT機器の整備や光通信学習教室等の実施により、児童生徒の学力向上を支援します。
- ③ インクルーシブ教育システムを構築し、通常の学級での生活サポート、通級による指導、特別支援学級など連続性のある「多様な学びの場」の充実に努めます。

## 2 学校教育環境の整備

### 【現状と課題】

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設であるとともに、地域住民にとっては、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設として、また、災害発生時の応急的な避難場所ともなる施設として重要な役割を担っています。

このような学校施設の役割を踏まえ、児童生徒の安全を守り、豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全の確保に資するため、学校施設・設備の整備を進めていく必要があります。

### 【基本施策】

- ① 学校施設の長寿命化を図るため、老朽化が進む施設の整備を推進し、児童生徒の安全と豊かな教育環境の確保に努めます。
- ② グラウンド等校地の整備を推進し、児童生徒にとって良好な学習環境の確保に努めます。
- ③ 少子化の実情を踏まえ、共同調理場等の集約を図ります。

## 3 生涯学習の推進

### 【現状と課題】

変化の激しい社会状況において、市民の生涯学習に対する要望は高まっています。このことから、各公民館や図書館、市民文化会館で、いつでも、だれでも自由に学習機会を選択して学びあえる環境整備と、個人の学習成果が地域社会に還元されるような生涯学習の実現が求められています。

近年、コミュニティ機能の低下が指摘される中、こうした個人の行動が新たな学習に結び付き、更には周囲を巻き込み、知と行動が循環する中で、人と人との結び付きを生み出し、地域社会の活性化につなげていく必要があります。

このため、家庭、学校、地域が連携し、子育ての支援体制の充実を図るとともに、青少年の豊かな人間性や社会性、地域の教育力向上が急務となっており、地域を支える青年や成年期の地域参画、高齢期の生きがい探しと自己実践などにどう対応するかが課題となっています。

### 【基本施策】

#### 1 生涯学習推進体制の充実

人材の発掘や育成に努め、活躍できる場の提供を図ります。また、学んだことが地域社会に還元される社会の実現を目指します。

#### 2 学習機会の拡充

青少年期から高齢期までの生涯各時期における学習機会の拡充を図ります。

### (1) 青少年教育

- ① 放課後子ども教室の開催等を通じた自然体験など多様な活動を展開するとともに、子供の読書活動を推進します。
- ② 地域への理解が深まるよう、伝統行事や地域行事への参加を働きかけます。
- ③ 社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、奉仕活動などへの参加を促進します。

### (2) 成人教育

- ① 各公民館で学習活動の促進を図り、情報化社会に対応した学習機会の充実に努めるなど、市民の学習意欲の高揚を図ります。
- ② 多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、経験豊富な人材バンク登録指導者や生涯学習奨励員と連携し、生涯学び続けるための学習意欲の高揚を図ります。

### (3) 家庭教育

- ① 家庭教育講座や親子のふれあい講座などの開催を通して子育てや教育への支援体制の充実に努め、父親の積極的な家庭教育への参加を促し、家庭の教育力の向上に努めます。
- ② 家庭教育支援チームや関係機関などとの連携を図り、親同士が自由に情報交換のできる場の提供を支援します。

### (4) 高齢者教育

- ① 高齢者の学習ニーズを的確に把握し、趣味や教養、健康づくりなど生きがいにつながる学習機会の提供に努めます。
- ② 社会教育や福祉、地域づくり等に関するボランティア活動の場の提供に努めます。

## 3 学習環境の整備

- ① 生涯学習活動の拠点となる公民館や図書館、市民文化会館などの社会教育施設で、ICT機器から学習に必要な情報が得られるよう、ホームページやアプリケーションの充実に努めます。
- ② 市民文化会館の効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度へ移行します。

## 4 生涯スポーツ活動の推進

### 【現状と課題】

生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送る上で、スポーツの果たす役割には大きいものがあり、その重要性は増えています。

本市では、地区体育協会や総合型地域スポーツクラブ等により、グラウンド・ゴルフやウォーキングなどスポーツ活動が活発に行われております。今後も市民が体力や年齢に応じて気軽にスポーツ活動が行えるよう、各種スポーツ施設の一層の活用を図っていく必要があります。

また、「健幸都市」づくりを推進していくために、体力や年齢、目的、障がいの状況に応じた各種スポーツの普及を図る必要があります。

### 【基本施策】

#### 1 「健幸都市」づくりとスポーツ活動の普及推進

- ① 市民が心身ともに健康で幸せな生活を営める「健幸都市」づくりを推進するため、日常生活のなかで気軽にスポーツを取り入れ、健康づくりや体力の保持増進を図ることができるよう、チャレンジデーやウォーキングなどの普及に努めるとともに、体力や年齢、目的、障がいの状況に応じた各種スポーツ大会やスポーツ教室の充実に努めます。
- ② スポーツ推進委員等の活用により、各種スポーツの普及に努めるとともに、スポーツに対

する理解と関心を深め、市民が自発的に参加できる環境づくりに努めます。

## 2 スポーツ施設の整備充実

スポーツ施設の整備充実を図るとともに、各種スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致に努めます。

### 【現状と課題】

国指定の重要無形民俗文化財「男鹿のナマハゲ」、「東湖八坂神社祭のトウニン（統人）行事」、史跡「脇本城跡」など数多くの史跡、文化財は市民共有の財産であり、今後も保護・継承を図る必要があります。

教養や趣味のための芸術文化活動も各種団体やグループなどにより広く実践されていますが、一層の活性化を目指して、他の地域との芸術文化交流や発表、鑑賞機会の充実を図る必要があります。

### 【基本施策】

#### 1 芸術・文化の振興

##### (1) 芸術文化活動の奨励

市民文化祭などの充実に加え、市民の芸術文化に親しむ意識の高揚を図るとともに、公民館の講座など各種教室を通じて創作活動を推進します。

##### (2) 芸術・文化団体の育成

芸術文化団体の活動を活性化するため、情報提供や支援を行います。

##### (3) 芸術・文化鑑賞機会の充実

各種団体による舞台公演、音楽会などを開催し、芸術や文化に関する鑑賞機会の充実を図ります。

#### 2 文化財の保護・継承

##### (1) 文化財保護意識の高揚と収蔵施設の整備

① 文化財保護に対する意識の高揚を図るため、本市に残る歴史民俗資料の収集や各種施設を活用した文化財の展示に努めます。

② 文化財に関連する調査報告書を刊行します。

##### (2) 民俗文化財の継承と史跡の整備・活用

① 全国8地域による「来訪神行事」のユネスコ無形文化遺産登録を目指すとともに、国指定重要無形民俗文化財「男鹿のナマハゲ」、「東湖八坂神社祭のトウニン（統人）行事」などの保存及び振興を図ります。

② 民俗文化財の継承を図り、保存団体への支援や後継者育成を推進します。

③ 国指定史跡「脇本城跡」の調査、整備や城歩き等の事業を実施し、史跡の認知度を向上させるとともに、歴史学習のための環境整備に努めます。

##### (3) ジオパーク活動の推進

① 男鹿半島・大湊ジオパークのジオサイトの保護・保全に努めるとともに、見学環境の向上を図り、地域の文化財や伝統行事、食や自然等とも結びつけながら、さらなる交流人口の拡大に努めます。

② 認定ガイドが行うジオツアーの充実により、ジオパーク活動の質を高めるとともに、拠点となるジオパーク学習センターでの新たな教育プログラムの開発に努めます。

③ 各種大会等の誘致や、他地域のジオパークとの連携により、グローバルな視点に立った活動を展開し、世界へ向けて男鹿半島・大湊ジオパークを発信していきます。

表 国・県・市の指定・登録文化財

【国指定】

種 別	指 定	名 称	所 在 地
記念物（天然記念物）	大正 11 年 10 月	ツバキ自生北限地帯	椿字家ノ後、坂ノ上
民俗文化財（重要有形民俗文化財）	昭和 40 年 6 月	男鹿のまるきぶね	船川字海岸通り
有形文化財（重要文化財）	昭和 42 年 6 月	赤神社五社堂 （中央堂）内厨子	本山門前字祓川
民俗文化財（重要無形民俗文化財）	昭和 53 年 5 月	男鹿のナマハゲ	男鹿市
民俗文化財（重要無形民俗文化財）	昭和 61 年 1 月	東湖八坂神社祭のトウニン （統人）行事	男鹿市（船越）・潟上市
有形文化財（重要文化財）	平成 2 年 3 月	赤神社五社堂	本山門前字祓川
記念物（史跡）	平成 16 年 9 月	脇本城跡	脇本字七沢他
記念物（天然記念物）	平成 19 年 7 月	男鹿目潟火山群一ノ目潟	北浦西水口

【県指定】

種 別	指 定	名 称	所 在 地
有形文化財（彫刻）	昭和 27 年 11 月	木造十一面観音菩薩立像	本山門前字祓川
有形文化財（彫刻）		木造聖観音菩薩立像	本山門前字祓川
有形文化財（彫刻）		石造狛犬一対	本山門前字祓川
有形文化財（彫刻）	昭和 28 年 10 月	木造薬師如来座像	真山字水喰沢
記念物（天然記念物）	昭和 29 年 3 月	榎（かや）	真山字水喰沢
有形文化財（古文書）		絹篩本文 3 冊、函巻 2 巻 （鈴木重孝自筆本）	船越字狐森
有形文化財（工芸品）	昭和 30 年 1 月	黄瀬戸小皿	船越字船越
有形文化財（絵画）		絹本着色、金剛・胎蔵両界曼荼羅	本山門前字祓川
有形文化財（建造物）	昭和 38 年 2 月	増川八幡神社内陣木造宮殿	増川字宮ノ下
有形文化財（彫刻）	昭和 39 年 4 月	木造薬師如来寄木漆箔座像	本山門前字祓川
記念物（天然記念物）	昭和 42 年 9 月	アオサギ群生地	滝川字滝川沢男鹿 山国有林
有形文化財（彫刻）	昭和 49 年 10 月	木造薬師如来座像	増川字宮ノ下
有形文化財（絵画）	昭和 53 年 2 月	絹本着色弘法大師像	本山門前字祓川
有形文化財（考古資料）	昭和 61 年 3 月	小谷地遺蹟出土品	男鹿市
有形文化財（建造物）	昭和 62 年 3 月	宝篋印塔	椿字東
民俗文化財（有形民俗文化財）	昭和 62 年 7 月	真山の万体仏	真山字白根坂台
記念物（天然記念物）	平成 3 年 3 月	男鹿のコウモリ生息地	小浜字芦ノ倉
民俗文化財（無形民俗文化財）	平成 8 年 3 月	福米沢送り盆行事	福米沢
有形文化財（彫刻）	平成 19 年 3 月	木造十一面観音菩薩立像	本山門前字祓川
記念物（天然記念物）	平成 22 年 3 月	男鹿目潟火山群三ノ目潟	戸賀塩浜他
有形文化財（建造物）	平成 26 年 3 月	真山神社五社殿及び宮殿	真山字水喰沢

【市指定】

種 別	指 定	名 称	所 在 地
有形文化財（絵画）	昭和49年6月	お吉例之図	船越字狐森
有形文化財（歴史資料）		五輪塔群	北浦字五輪野
有形文化財（歴史資料）	昭和51年7月	板碑（貞和2年）	浦田字丸森
有形文化財（歴史資料）		板碑（康永紀年）	山町字下芋の沢
記念物（史跡）	昭和53年7月	渡部家正門・村法碑	払戸字渡部
有形文化財（彫刻）	昭和55年10月	神明社本殿	払戸字小深見
有形文化財（考古資料）	昭和58年2月	石仏龕	加茂青砂字鴨
民俗文化財（有形民俗文化財）	平成5年1月	丸木舟3隻	真山字水喰沢
記念物（史跡）		赤神神社五社堂境内地	本山門前字祓川
有形文化財（考古資料）	平成6年4月	大畑台遺跡出土品	男鹿市
民俗文化財（無形民俗文化財）		北浦の鹿島祭り	北浦
記念物（天然記念物）	平成7年2月	双六のウミネコ繁殖地	双六
有形文化財（歴史資料）		男鹿嶋の図	男鹿市
民俗文化財（無形民俗文化財）	平成8年3月	脇本の山どんど	脇本本郷
有形文化財（絵画）		絹本着色漢の武帝に桃を捧げる図	本山門前
有形文化財（建造物）		戸賀八幡神社本殿	戸賀字戸賀
民俗文化財（有形民俗文化財）	平成9年4月	真山神社の御神輿	真山字水喰沢
記念物（天然記念物）		天神様の細葉の椿	脇本字七沢
有形文化財（歴史資料）		赤神山本山縁起・赤神大権現縁起	本山門前
有形文化財（歴史資料）	平成10年3月	近藤武兵衛顕彰碑	金川字金川
有形文化財（歴史資料）		板碑（永和4年）	野村字打道坂下
有形文化財（歴史資料）		板碑（観応2年）	山町字家ノ下
有形文化財（歴史資料）	平成11年2月	増川八幡神社の棟札	増川字宮ノ下
有形文化財（絵画）		垂米利加国人上陸絵巻	船越字狐森
記念物（天然記念物）		中山神社の大イチョウ	樽沢字立石
有形文化財（歴史資料）	平成13年2月	天保のききん供養塔	船越字一向
無形文化財		琴川のすげ笠	琴川
有形文化財（古文書）	平成14年3月	近世紀行文「鹿の細道」「雄鹿紀行」	男鹿市
有形文化財（絵画）	平成16年3月	地獄極楽図	脇本字稲荷下
記念物（天然記念物）		瑞光寺の大ケヤキ	北浦字杉原
民俗文化財（有形民俗文化財）	平成17年3月	魚類供養塚5基・八龍神信仰碑2基	船越字八郎谷地
有形文化財（建造物）		三輪神社宮殿	浦田字菅の沢
有形文化財（歴史資料）	平成18年5月	検地帳1括	男鹿市
有形文化財（考古資料）		須恵器系壺1個	男鹿市
有形文化財（歴史資料）	平成19年3月	板碑（康永4年）	鶴木字道村
有形文化財（歴史資料）		幡（金幡）1基	福米沢字福米
民俗文化財（有形民俗文化財）		八龍神社・張切記念碑1基	払戸字小深見
有形文化財（歴史資料）	平成20年3月	蝦夷錦九条袈裟	船越字寺後
有形文化財（歴史資料）		蝦夷錦九条袈裟	船川字鳥屋場
有形文化財（歴史資料）	平成21年3月	双六の船絵馬（5枚）	双六字打越

民俗文化財（無形民俗文化財）	平成 23 年 3 月	女川の菖蒲たたき行事	女川
有形文化財（歴史資料）	平成 26 年 3 月	誓の御柱	富永字寒風山

【登録文化財】

種 別	指 定	名 称	所 在 地
国登録文化財	平成 10 年 9 月	田沼家土蔵	北浦字池の田
	平成 13 年 10 月	旧男鹿市立加茂青砂小学校校舎	加茂青砂字山道添
		旧男鹿市立加茂青砂小学校屋内体操場	加茂青砂字山道添
		男鹿真山伝承館	真山字水喰沢
	平成 17 年 2 月	森長旅館本館	船川字栄町
		森長旅館離れ	船川字栄町
		森長旅館土蔵	船川字栄町

以上資料：生涯学習課

### 【現状と課題】

人口の減少や少子高齢化の進行、社会情勢の変化に伴い、町内会などの住民自治組織は、役員の高齢化や地域活動の担い手不足が進んでいることから、地域コミュニティの中核をなす住民自治組織の強化を図る必要があります。また、市民の生活意識や価値観が多様化し、市民の心のふれあいや地域の連帯意識の希薄化が進んでいることから、地域活動の人材育成を図るとともに、市民憲章の実践活動により、地域の活性化を推進する必要があります。

多様化する市民ニーズや地域の課題に対応するためには、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら、まちづくりに対する認識を同じくし、ともに考え、ともに行動することが必要です。

### 【基本施策】

#### 1 住民自治組織の強化

- ① 住民自治組織相互の連携を促進し、地域活動に関する情報の共有化を図ります。
- ② 地域振興基金活用事業などにより住民の自主的な活動を支援し、人材の育成に努めます。
- ③ 地域の特性を生かした自主的な活動を支援し、住民自治組織の強化を図ります。

#### 2 地域活動の推進

- ① 生涯学習活動を通じて、人材の育成・活用を図りながら、社会教育団体や各種団体等との連携を強化し、地域活動を推進します。
- ② 市民憲章の積極的な普及・啓発に努めます。
- ③ 地域づくりのための実践活動を展開し、地域間の交流や連携を深め地域の連帯意識の醸成を図ります。

#### 3 市民主体の開かれた市政の推進

- ① 市民に開かれた市政を推進するため、行政施策の計画過程の段階から、市民が参加できる機会の創出に努めます。
- ② 市民の意向を的確に把握し、市民の声を市政に反映するため、町内会長等市政懇談会の開催など、広聴活動を一層推進するとともに、市職員の積極的な地域活動への参画を促進します。
- ③ 住民自治組織、ボランティア団体、NPOなどと連携し、それぞれの役割の中で主体的に活動していくまちづくりを促進します。

## 第9章 人口減少対策

### 1 少子化対策

#### ◆ 結婚支援・出産支援

##### 【現状と課題】

本市では20代から30代の約6割が未婚であることから結婚を望む独身男女の出会いの場や情報の提供など地域に密着した魅力ある結婚支援を実施し、未婚率の改善や定住人口の増加を図る必要があります。

また、子育て支援事業の充実や子育て支援拠点の充実の整備などで、社会全体で子育て支援の充実を図るとともに、子育てにかかる経済的負担を軽減することで、次の1子を産み育てやすい環境を整えるなど、若者が男鹿市で妊娠、出産、子育てができるような環境づくりを図る必要があります。

##### 【基本施策】

#### 1 若者の結婚への支援

- ① 結婚を希望する独身男女の出会いの場の創出を図ります。
- ② 地域住民、企業等が主催する婚活イベントに支援するほか、市外や首都圏からの未婚者の体験型ツアーを実施する事により、結婚や移住へのきっかけづくりを行います。
- ③ 結婚支援を行う企業・NPO間の仲立ちや「お世話焼きさん」のネットワークなどの活用により、結婚を希望する独身男女の情報交換をし、マッチングに向けた調整を図ります。

#### 2 不妊・不育症治療費への支援

不妊に悩む夫婦に対し、経済的負担の軽減を図り、妊娠出産への支援を行います。

#### 3 妊娠・出産に対する支援

妊娠期に必要な妊婦健康診査費を助成し、妊婦や胎児の疾病の早期発見、早期治療に努め、安全な妊娠や出産を支援します。

また、第3子以降の新生児を出産した保護者に祝金を支給することにより、出産を奨励するとともに、生まれた子供の健やかな成長を支援します。

#### ◆ 子育て環境の整備

##### 【現状と課題】

近年、本市においては、出生率の低下や若年層の市外流出による人口の減少、核家族化、地域のつながりの希薄化により、地域における妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、妊娠・出産・育児に係る父母の不安や負担が増えてきています。そのため、安心して産み育てられる実感が得られるよう、妊娠・出産・育児期にわたり切れ目のない支援を行う「おがっこネウボラ」の充実を図ることが必要です。

乳幼児施設への入園状況は、一部の施設では3歳未満の低年齢児の増加や人口集中による過密施設がある一方、定員に満たない施設もあり、また、施設利用者や在宅養育者からの保育ニーズも年々多様化しています。

これらに対応し、次代を担う子供たちを健やかに育むため、家庭、乳幼児施設、学校、地域社会、

関係機関及び行政が一体となり活動を展開していく中で、保育内容の充実や在宅養育者への支援、児童健全育成の充実を一層推進する必要があります。

また、児童虐待は、大きな社会問題であることから、虐待に関する認識を深めるとともに発生予防から早期発見、早期対応、保護、指導援助のそれぞれの段階において、保健、医療、福祉など様々な分野の機関が連携した総合的な取組が必要です。

## 【基本施策】

### 1 保育の充実

- ① 指定管理者制度を活用し、保育ニーズへの効率的な対応や保育事業の充実を図ります。
- ② 認定こども園制度等を活用しながら、充実した幼児教育と乳幼児保育の一体的な推進を図ります。

また、質の高い教育・保育や子育て支援を提供するため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

- ③ 地域子育て支援センター事業の充実を図り、在宅乳幼児を養育する保護者の育児不安の解消に努めます。また、延長保育、一時保育、病児・病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業や幼稚園などでの預かり保育の充実を図ります。

### 2 児童健全育成の推進

#### (1) 放課後児童健全育成の充実

- ① 放課後児童支援員の資質向上を図るため、各種研修を実施します。
- ② 日中、保護者が家庭にいない児童にとって安全な場所を確保するため、関係機関・団体と一体となった運営に努めます。
- ③ すべての児童が多様な体験や活動ができるよう、放課後子ども総合プランに基づき、「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室」としての整備を目指します。

#### (2) 環境整備と児童健全育成

児童の地域内での健全な遊びや仲間づくりを支援するため、児童遊園などの環境整備に努めます。

また、地域、関係機関、関連団体と連携し、児童健全育成に取り組めます。

#### (3) 児童虐待防止

児童虐待を早期に発見し防止に努めるため、家庭相談員等による相談体制の充実や関係機関とのネットワークを活用して情報の共有化が図れるよう連携の強化に努めます。

### 3 おがっこネウボラの充実

- ① 妊娠・出産から育児期にわたり、保健師、助産師、臨床心理士の専門職が関係機関と連携し、さまざまな相談や支援をワンストップで行うとともに、すべての妊産婦の状況を継続的に把握し、個別の支援プランの作成など切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- ② 第3子以降を産み育てやすくするため、県と協調しながら保育料の助成を図ります。
- ③ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子育て世帯に特化した融資制度の利用者に対して、利子の一部を支援します。

## 2 移住・定住対策

### 【現状と課題】

人口減少、農林水産業の後継者不足などによる地方の衰退を背景に空き家が発生する一方で、都市部では現役引退に伴い、セカンドライフを地方に移住するという動きが増えると考えられています。

市では、人口が減少する中でも活気のある地域づくりを継続していくために、移住者を受け入れる環境を整備し人口減少社会に対応していくことが今後の地域づくりの重要な取組となっています。

また、良好な住環境と市民の利便性を考慮したインフラを整備することで、若者の定住促進と転出抑制を図り、ふるさと納税を通じた全国の「男鹿人」との交流を推進する必要があります。

### 【基本施策】

#### 1 移住の促進

##### (1) 取組体制強化と総合的な移住情報の発信

- ① 「移住・定住」の専従班の設置により、支援体制の強化を図ります。
- ② 秋田県、NPO法人等との連携によるマッチング機能の強化を図るとともに、移住ポータルサイトによる情報発信及び首都圏で開催される移住促進フェアへ積極的に参加し、移住希望者に対して「男鹿半島」の魅力をPRします。
- ③ 男鹿駅周辺の活性化など、新たな街づくりを視野に入れた男鹿版CCRC構想の実現に向けた取組を支援し、首都圏からのアクティブシニアの移住・定住を促進します。

##### (2) 受入体制の整備

- ① 人口減少対策として、新規就農・漁業就業者や田舎暮らしを希望する移住者受け入れに積極的にかかわる企業、団体、町内会等の取組を支援します。
- ② 活用可能な空き家情報を全国に情報発信するとともに、移住希望者が求める多様なライフスタイルに対応した支援メニューの充実や、空き家を活用した住環境の整備等を進め、移住・定住を促進します。
- ③ 移住支援として地域おこし協力隊員を採用します。

##### (3) 移住者への新たな支援制度の創設

本市出身の子育て世帯の育児、家事の負担を軽減するため、住環境支援制度を強化し、移住後の生活をサポートすることにより、移住者の定住を支援します。

また、空き家等を活用して移住した世帯の住宅リフォーム費用に支援します。

#### 2 転出の抑制

- ① ストック総合改善事業と計画的な維持補修を実施することにより、多様なニーズに対応した公営住宅の整備を推進し、若者や子育て世帯の定住の促進につなげます。
- ② 人口減少社会において、公共施設の利用需要が変化していくことから、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行います。
- ③ 公共用水域の水質保全と、健康で快適な生活環境の改善を推進するため、公共下水道事業認可区域内の未整備区域における早期の整備を推進します。

#### 3 ふるさと納税の推進

ふるさと納税制度を活用し、税外収入を確保するとともに、返礼品として使用する市内特産品の売上増加及び知名度の向上を図り、全国の「男鹿人」との交流を推進します。

### 3 市街地活性化による賑わいの再生

#### 【現状と課題】

本市の既成市街地では、産業構造の変化や郊外型の大型店舗の進出、車社会の進展に伴う生活行動範囲の変化等による都市構造の複合的な要因により、市内中心部や各駅前周辺での日常的な人の流れに空洞化が現れて既存商店街が沈滞化し、地区全体の活力が失われつつあります。

特に男鹿駅とその周辺では、男鹿の玄関口としての賑わいを高め、交流・活性化の拠点地区としての再形成を推進する必要があります。

また、船越駅周辺では、良好な市街地形成と快適な居住環境の創出に努める必要があります。

#### 【基本施策】

- ① 既成市街地が有している地域コミュニティの活動を促進することにより、地域内の連帯感を強めるとともに、市街地へのアクセスの利便性向上や居住環境、生活道路の整備に努め、市街地機能が利用しやすい環境の整備を図ります。
- ② 男鹿駅周辺に複合観光施設を整備することによって新たな人の流れをつくり、中心市街地における賑わいやふれあいを創出し、既存商店街や市内各地への波及を図ります。
- ③ 宅地開発では、民間活力による質の高い住宅の導入促進とともに秩序ある宅地開発等の指導に努め、適正な土地利用の確保を図ります。

### 4 男女共同参画社会の推進

#### 【現状と課題】

すべての人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮すると共に、お互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。

しかし、家庭・職場・地域などのあらゆる場において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念・慣習は依然として存在している状況にあります。

変化の著しい社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、家庭で、職場で、学校で、地域で、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるような社会づくりが必要です。

#### 【基本施策】

##### 1 慣行の見直しと教育、広報、啓発の推進

- ① 人々の意識の中に長い時間をかけて形成されている固定的な役割分担意識を見直し、性別にとらわれず、生き生きと暮らしていくため、男女が共に社会を構成し、地域を支えていくという意識が深く浸透するようさまざまな啓発活動に取り組みます。
- ② 男女平等や男女共同参画の意識の定着を促進するため、子供のころから男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ります。
- ③ 世代を越えた性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等なパートナーシップで生涯を過ごせるよう、男女平等意識の高揚を図ります。

##### 2 家庭における男女共同参画の推進

- ① 男女が共同で育児や介護を行い、仕事と両立させることで、男女が共に育児休暇や介護休業を取得しやすい環境の整備や啓発を図ります。
- ② 多様な生き方を選択・実現し、就業・起業へチャレンジできよう支援します。

- ③ 長時間労働の是正・休暇の取得促進等の就労環境整備の取組を促進します。

### 3 地域や職場における男女共同参画の推進

- ① 地域社会をより豊かなものとし、家庭、職場と並んで、地域社会が男女を問わず生きがいの場となるよう、男女の地域生活への積極的な参画の促進を図ります。
- ② 女性の経営参画の促進による経済的自立を促すとともに、地域における方針決定の場に女性の参画を促進します。
- ③ 市民の幅広い意見を反映させるための委員会・審議会等に女性委員の参画を推進します。

## 5 行財政の効果的・効率的な運営

### 【現状と課題】

本市を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあり、効率的な行政システムの確立、高度情報化社会に対応したICTの活用、さらには職員の資質の向上などが求められています。

### 【基本施策】

#### 1 組織・機構の効率化と人材の育成

- ① 新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応するとともに、今後の行政需要の動向を見極めながら、より効率的な行政運営ができるよう、事務事業の見直しや公共施設の統廃合などを進め、組織・機構の簡素・合理化、定員管理の適正化に努めます。
- ② 政策形成能力、法務能力等を有する人材の育成と意識改革のため、職場における実務研修及び職場外研修の充実を図ります。
- ③ 職員の意識改革や幅広い見識、先進的行政手法の取得などのため、人事交流を推進します。

#### 2 財政の健全化と事務の効率化

- ① 市税の収納率向上を図るとともに、国・県からの交付金等を活用し、安定した財源の確保に努めるとともに、事務及び事業の見直しを図り、歳入に見合った効率的な財政運営に努めます。
- ② 公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の統廃合及び複合化を推進し経費の節減を図るとともに、計画的な維持補修により公共施設の長寿命化を図ります。
- ③ 行政事務の効率化を図るため、電子自治体システムの構築を推進するとともに、事務の改善、合理化を推進し、市民への行政サービスの向上を図ります。

#### 3 情報公開の推進

- ① 市広報やホームページをはじめとする多様な媒体を通して、様々な行政情報を市民に的確に提供するため、広報機能の充実を図ります。
- ② 市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を一層推進するため、市民が容易に必要な行政情報を共有することができるよう、各種行政資料等の提供に努めるほか、男鹿市情報公開条例の適正な運用を図り、プライバシーの保護に配慮しながら、行政のアカウンタビリティを果たします。
- ③ 高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることから、男鹿市個人情報保護条例の適正な運用により、個人の権利利益の侵害の防止を図ります。

また、不正アクセスなどによる行政情報の漏えいや破壊等を防ぐため、安全対策及び情報セキュリティ対策を強化します。

○ 健幸都市 P 6、P 12、P 16、P 18、P 61

商店街の活性化とともに健康・医療・福祉施設などが中心市街地に適正に配置され、中心市街地や住宅地そのものを快適な歩行空間とし、自然と歩かされることによって、そこに住むだけで健康になれるまちのことです。健幸とは、健康で幸せ（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること）であることです。

スマートウェルネスシティ (Smart Wellness City)

○ DMO (Destination Management/Marketing Organization) P 7、P 17、P 28

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。

○ コミュニティ・スクール P 12、P 16、P 52、P 59

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

○ おがっこネウボラ P 13、P 68、P 69

母子保健コーディネーターを中心に、保健師、助産師、臨床心理士などが一つになった支援チームの窓口です。妊娠・出産・子育てから就学時まで、子育て世帯が直面する「困ったこと」や「心配なこと」に耳を傾け、相談に乗り、支えていく場所です。

※「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスの場所」という意味です。

○ CCRC構想 (Continuing Care Retirement Community) P 14、P 18、P 70

東京圏をはじめとする高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すものです。

政府の「日本版CCRC構想有識者会議」は正式名称を「生涯活躍のまち」としました。

○ IRU契約 P 19

安定的な電気通信サービスの提供を確保するため、光ファイバ等の使用権の設定を受ける電気通信事業者の同意がなければ、当該光ファイバ等の所有者が一方的に契約を解除できない契約です。

○ 有収率 P 19

上水道の総配水量のうち、漏水することなく料金収入となった水量が占める割合です。

○ 立腰 (りつよう) P 59

腰骨を立て姿勢を正すことです。(授業開始や終了の挨拶等で立腰を実践することにより、集中力、持続力などを身に付けることを目指すものです。)